

現行計画からの修正箇所 = 赤字で記載

第 3 回景観審からの修正箇所 = 青字で記載

# 陸前高田市景観計画

## 改正素案



平成 31 年 7 月 改正

ノーマライゼーションという言葉のいらないまち

陸前高田市

## 策定の趣旨

陸前高田市は、美しい海、山、川に恵まれ、歴史や文化が共存した、三陸沿岸地域でも有数の美しいまちでした。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、沿岸地域を中心に甚大な被害を受け、その景観は一変してしまいました。

市では、震災の被害を乗り越え、よりよいまちへの復興を目指し、平成23年12月に「陸前高田市震災復興計画」を策定し、「海と緑と太陽との共生・海浜新都市の創造」を掲げ、「世界に誇れる美しいまちの創造」、「ひとを育ていのちと絆を守るまちの創造」、「活力あふれるまちの創造」の3つを基本理念として、市民と行政が力を合わせながら復興まちづくりを進めてきました。

震災復興計画期間の終盤を迎つつある今日、被災した地域では総力を挙げた各種の復旧・復興事業が並行して進められていますが、その中でも、高田松原地区に整備される高田松原津波復興祈念公園（以下「復興祈念公園」という。）は、東日本大震災で犠牲になられた方々を追悼・鎮魂し、震災の事実と教訓を後世に伝承する被災地を代表する重要な施設です。現在、国、県、市が協力して整備が進められていますが、完成後はこの復興祈念公園に国内外から多くの方々が訪れ、交流人口の増加が期待されています。

以上のことから、この度「陸前高田市景観計画」を策定し、復興祈念公園周辺地域とそれにつながる沿道地域、また、歴史文化を重視したまちなみ形成を目指している今泉中心地区について、より良好な景観の形成と保全を目指していくものです。



復興祈念公園のイメージ

## 目 次

### 計画策定の趣旨

第1章 景観計画の基本事項 ----- 1

  第1 景観計画とは ----- 1

  第2 陸前高田市景観計画の改正について ----- 1

  第3 陸前高田市の景観の特徴 ----- 2

  第4 これまでの景観形成の取組 ----- 5

第2章 景観計画の区域 ----- 9

  第1 景観計画区域 ----- 9

  第2 区域区分 ----- 9

第3章 景観形成の方針 ----- 15

  第1 景観形成の基本方針 ----- 15

  第2 地域別の景観形成の方針 ----- 16

第4章 良好な景観形成のための制限等 ----- 18

  第1 制限等のしくみ ----- 18

  第2 届出（認定申請）の対象となる行為 ----- 19

  第3 景観形成基準 ----- 28

  第4 景観形成基準の運用方法等 ----- 44

第5章 屋外広告物の表示に関する行為の制限 ----- 46

  第1 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限 -- 46

第6章 良好な景観形成の推進に向けて ----- 48

  第1 市・事業者・市民の役割 ----- 48

  第2 計画の推進 ----- 48

  第3 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針 ----- 49

  第4 景観重要公共施設に関する事項 ----- 50

  第5 景観に配慮した公共施設の整備 ----- 53

  第6 計画の評価と見直し ----- 53

資料編 陸前高田市屋外広告物条例のあらまし ----- 54

  第1 陸前高田市屋外広告物条例の構成 ----- 54

  第2 許可の対象等について ----- 56

  第3 許可基準 ----- 60

  第4 許可申請の手続きについて ----- 70

# 第1章 景観計画の基本事項

## 第1 景観計画とは

平成16年6月、景観法（以下「法」という。）が定められました。景観計画は、この法を根拠として景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画です。

景観計画は、景観計画の区域や景観形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物等を定めるものとなっています。

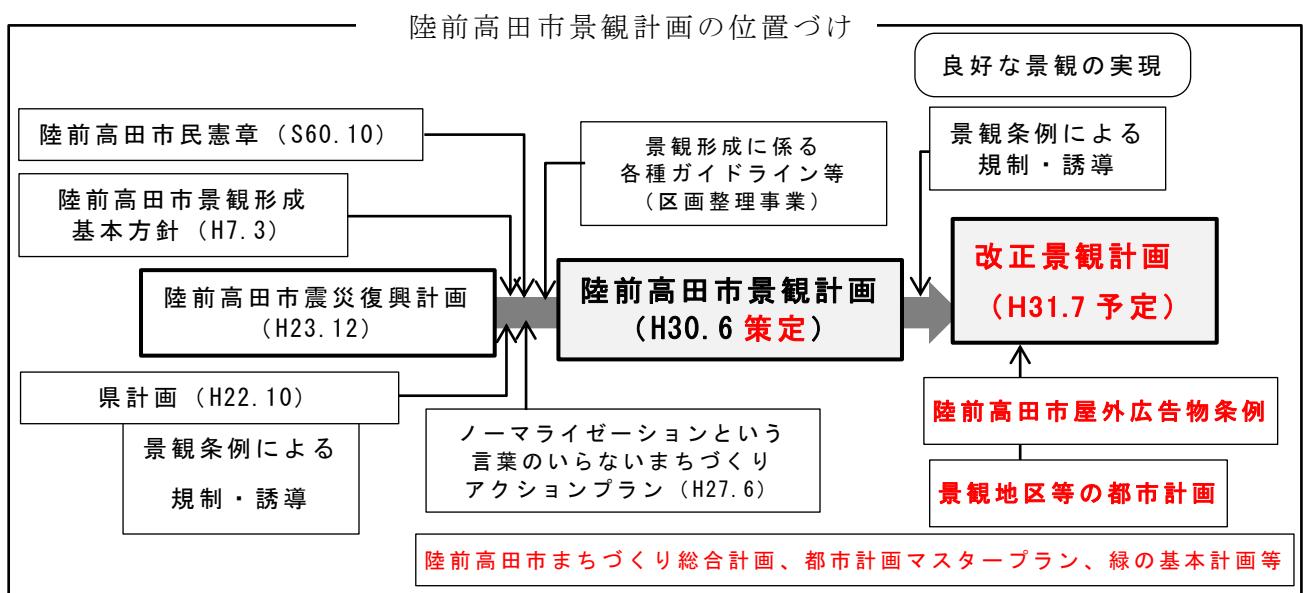
本市は、復興祈念公園等が整備されることを契機に、市独自の景観形成を進めることとし、平成30年4月に景観行政団体に移行、同年6月には陸前高田市景観計画を策定し運用を開始しました。

## 第2 陸前高田市景観計画の改正について

本計画は、「陸前高田市民憲章」、「陸前高田市景観形成基本方針」、「県計画」（平成22年10月制定）等を参考しながら、復興まちづくりの基本である「陸前高田市震災復興計画」（平成23年12月）や「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン」（平成27年6月）等に基づく、景観に関する総合的な計画です。また、高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業区域で取り組んできた景観形成のガイドライン等の考え方を生かしています。

この度、平成30年6月からの陸前高田市景観計画の運用実績を踏まえ、より実効性が高く、わかりやすい景観施策を進めることを基本目標として改正を行います。計画の改正にあわせて、市独自の屋外広告物条例の制定、関連する景観地区や地区計画等の都市計画を決定・変更します。

平成31年度を目標に検討を進めている「陸前高田市まちづくり総合計画」を最上位の計画と位置付けているほか、今後策定を見込んでいる「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」においては、本計画の考え方を踏まえることとします。



### 第3 陸前高田市の景観の特徴

陸前高田市は、総面積が231.94km<sup>2</sup>、岩手県の南東端に位置し、県内でも特に温暖な地域です。豊かな海、山、川に恵まれ、さらに歴史、文化が組み合わさった景観が広がっています。復興におけるまちづくりも、こうした以前からある景観を生かし調和を図りながら、陸前高田市ならではの景観を形成していく必要があります。



陸前高田市標高図

## 1 海の景観

太平洋に面した外湾がリアス式海岸となっている一方、広田湾は広く穏やかで、カキやホタテ等の養殖が盛んに行われています。漁港と集落が点在し、漁業を中心とした営みが感じられる景観となっています。震災後、三陸復興国立公園として指定されるとともに、大野海岸などでは砂浜も回復に向かいつつあります。高田松原では、復興祈念公園の整備や松林や砂浜の再生事業が進められています。



震災前の広田湾

## 2 まちの景観

高田地区は、気仙川の河口から広田湾に沿って広がる、三陸沿岸では比較的広い平地部に市街地が形成されていました。また気仙川を挟んだ今泉地区は、歴史的なまちなみが残されていました。震災により壊滅的な被害を受けましたが、高田地区、今泉地区ともに高台やかさ上げ地の整備が進み、再びまちとしての姿を取り戻しつつあります。うごく七夕やけんか七夕に代表される祭りや行事も陸前高田ならではの景観の一部となっています。



震災前の市神様

けんか七夕

### 3 山や里の景観

山林が市の面積の約8割を占めており、氷上山や箱根山などが、市の景観の骨格を形成しています。気仙川等の流域の平地は水田が広がり、のどかな田園風景となっています。また、海側の丘陵部にはりんご等の果樹園が広がり、穏やかな広田湾と併せて特徴的な景観をつくっています。



カキいかだが浮かぶ広田湾から見た氷上山



気仙川での鮎釣りの様子



箱根山を望む

## 第4 これまでの景観形成の取組

本市ではこれまで、景観形成につながる様々な取組を行っており、以下で概要を紹介します。本計画ではこれらの取組を踏まえて景観形成を進めていきます。

### 1 市民憲章（昭和60年10月）

わたくしたちの陸前高田市は、白砂青松の高田松原をはじめ、海・山・川の資源に恵まれ、先人のこした歴史と伝統のあるまちです。

わたくしたちは、陸前高田市を愛し、豊かな心をもち、広い視野にたって力をあわせ、より住みよいまちづくりに努めるため、この憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし、美しいまちをつくります。
- 1 家族の和と、健康に心がけ、明るいまちをつくります。
- 1 働くことに意欲をもち、活気にみちたまちをつくります。
- 1 思いやりの心をもち、うるおいのあるまちをつくります。
- 1 教養を深め、文化の高いまちをつくります。

### 2 陸前高田市景観形成基本方針（平成7年3月）

#### 1 景観形成の基本目標

「海の青・山の緑が映える里」

#### 2 景観形成の目標

- (1) 海や山が織りなす景観を守り、育てる
- (2) 気仙匠の技と心が生きる景観にみがきをかける

#### 3 景観の類型区分と景観形成の方針

- (1) ながめの景・・・絵になる南三陸の海や山の眺めを守る
- (2) みずべの景・・・ふれあいの水辺空間を大切にする
- (3) みちの景・・・次世代に残るみちを創る
- (4) みどりの景・・・高田らしさのある植栽をすすめる
- (5) 技の景・・・気仙匠の技と心意気を引出す

### 3 陸前高田市震災復興計画（平成23年12月）

#### 第1部 基本構想

##### 第1章 復興の基本理念

- 「世界に誇れる美しいまちを共に創ります」  
「ひとを育て、命と絆を守るまちを共に創ります」  
「活力あふれるまちを共に創ります」

##### 第2章 復興のめざすまちの姿

「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造

#### 4 ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン（平成27年6月）

分野E 「建物・道路・公園・交通」

テーマ1 市街地のユニバーサルデザイン

アクション例 景観、にぎわい、居場所づくりで魅力的なやさしいまちに  
テーマ2 移動のユニバーサルデザイン

アクション例 わかりやすい案内看板等の整備

テーマ3 ユニバーサルデザインを進める仕組み・体制

アクション例 ユニバーサルデザイン推進協議会（仮称）の設置

#### 5 まちなみづくりの手引き（高田地区高台・かさ上げ住宅地編）（平成27年9月発行、平成28年4月改定）

高田地区の区画整理事業で整備した高台やかさ上げ住宅地を対象に、住みやすく居心地がよいまちとするために、住宅をつくる際にご配慮いただきたい事項をまとめたもの。

##### 【特に配慮いただきたい点】

- ・ 建物と道路境界との距離を適度にあける
- ・ 植栽につとめる
- ・ 柵や車庫・物置などは、素材や色に配慮する

##### 【その他の工夫点】

自然素材の活用／屋根色や外壁色の周辺との調和／物置や室外機の目隠し／看板・ポスター等は必要最小限／建物の配置・向き／隣地境界線の明示

#### 6 まちなみづくりの手引き（今泉地区編）（平成29年6月発行）

今泉地区の歴史文化を継承し、誰もが安心して暮らせるまちにしていくため、住宅やお店をつくる際にご配慮いただきたい事項をまとめたもの。

##### 【4つの基本的な考え方】

- ・ 今泉の歴史的風情のあるまちなみ
- ・ 誰もがすみやすいまちなみ
- ・ 災害に強い安全・安心のまちなみ
- ・ 自然風景と調和した緑豊かなまちなみ

##### 【具体的な事項（まちなみ形成地区）】

素材・色彩／高さ・階数／屋根／外壁・開口部／塀、柵、門／植栽／建築設備／

##### 【具体的な事項（重点地区）】

（上記に加えて）建物の壁面線／広告板・看板

## 7 魅力的なまちなかづくりの基本的考え方（対象：高田地区中心市街地） (平成27年12月発行)

中心市街地について、陸前高田ならではの魅力と賑わいのあるまちなかとなるよう、店舗などをつくる際に配慮いただきたい事項をまとめたもの。

### 【基本的な考え方】

- 1 陸前高田ならではの良さが感じられるまちづくり
- 2 歩いて楽しく、車でも便利なまちづくり
- 3 魅力あるまちなかづくり
- 4 人に優しく快適なまちづくり

### 【本丸公園通り】

建物の壁面を揃える／敷地の前面に駐車場を設けない

### 【まちなか全体】

住居専用建物は避ける／建物の高さはまちなかの連続性に配慮／ユニバーサルデザインに配慮／屋外広告物の配慮

## 8 地区計画による中心市街地の屋外広告物規制（平成28年告示第151号）

「魅力的なまちなかづくりの基本的考え方」に基づき、高田地区地区計画に「まちなか地区」を設けた。地区整備計画の建築物等の形態又は意匠の制限で屋外広告物の大きさ等を規制している。

### 【建築物利用広告物】

- 1 屋上広告物は設置してはならない。
- 2 広告板（壁面広告）の表示面積は、当該広告板が設置される建築物の各壁面につき 10 m<sup>2</sup>以下かつ当該壁面の面積の 5 分の 1 以下とする。ただし、延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物で、市長が特にやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- 3 そで看板（突出広告物）は、上端の高さは建築物より低く、かつ下端は地表から 2.5 m 以上、建築物の壁面からの突出幅は 1.5 m 以下とする。

### 【建植広告物等（建植広告物、アーチ広告物）】

- 1 同一敷地内に設置するものは、高さ 10 m 以下かつ表示面積を 10 m<sup>2</sup>以下とする。複数の建築物がある場合は合計で 20 m<sup>2</sup>以下とする。
- 2 広告の対象となる建築物の敷地外に建てるものは設置してはならない。
- 3 案内誘導広告物は岩手県屋外広告物条例に適合したものとする。

## 9 陸前高田市中心市街地まちなかデザインガイドライン（平成29年3月発行）

店舗や事業所を建築しようとする際、賑わいと調和のとれたまちづくりに向け、自主的にご協力をいただくものとしてまとめたもの。

検討にあたっては、平成28年8月から10月にかけて、出店予定者や市民の皆さんと、みせづくり・まちづくりワークショップを開催し、活発な意見交換を重ねてきた。

### 【まちなかデザインガイドライン】

#### 1 まちなかデザインにあたって大切な視点

- ・ 来訪者をあたたかく迎える親しみやすいデザイン
- ・ 海、山、川など、周囲の自然と調和したデザイン
- ・ 賑わいや活気、彩り、季節の変化を感じるデザイン

#### 2 まちなかの色彩を整える

- 3 自然素材や天然素材を積極的に活用する
- 4 建物や建物まわりのデザインを工夫する
- 5 屋外広告物のデザイン

### 【建築物の外壁や屋根の色の範囲（使用範囲と推奨色）】

## 10 中心市街地における公共建築デザインの基本的考え方について（平成28年10月）

市街地の形成にあたっては良好なまちなみづくりが重要であり、中心市街地においては昨年12月の借地事業者募集説明会において「魅力的なまちなかづくりの基本的考え方」を示してきた。今後、中心市街地において大型商業施設や個別店舗、公共建築物の設計等が進められることから、公共建築デザインの基本的考え方を示すもの。

公共建築については、良好なまちなみづくりに寄与し、「ノーマライゼーション」という言葉のいらないまちづくり」を先導するものとなるように、以下の点に配慮する。

- 1 誰もが使いやすい施設とするため、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、障がい者や高齢者、専門家等の意見を踏まえて検討する。
- 2 災害時にも安全が確保され、いつでも安心して利用できるものにする。
- 3 維持管理費があまりかかるないようなものにする。
- 4 周辺のまちなみとの調和を図り、単調な形態とならないようとする。
- 5 気仙杉等の地場産材の活用に努める。
- 6 周辺と調和する落ち着いた色彩とする。
- 7 外構は緑化に努める。

（以下省略）

# 第2章 景観計画の区域

## 第1 景観計画区域<sup>1</sup>

本計画の区域は、陸前高田市全域とします。

## 第2 区域区分

本計画区域内を、景観上の特性が異なる区域ごとに以下のとおり区分します。

特に重点的に景観形成に取り組む地域は「重点景観地域」とし、陸前高田市独自の基準を定めて景観形成を進めます。

それ以外は「一般景観地域」とし、県計画の基準を準用して景観形成を進めます。

### 1 重点景観地域

地域特性に応じてさらに以下の4つの地区に区分し、独自の基準を定めます。

- ・復興祈念公園周辺地区
- ・今泉中心地区
- ・高田まちなか地区
- ・幹線道路沿道地区

なお、復興祈念公園周辺地区と今泉中心地区については、より着実に良好な景観形成を進めていくため、景観地区<sup>2</sup>に指定します。

### 2 一般景観地域

県計画の一般地域に準じて、以下の3つの地区に区分します。

- ・自然景観地区
- ・農山漁村景観地区
- ・市街地景観地区

<sup>1</sup> 法第8条第2項第1号参照

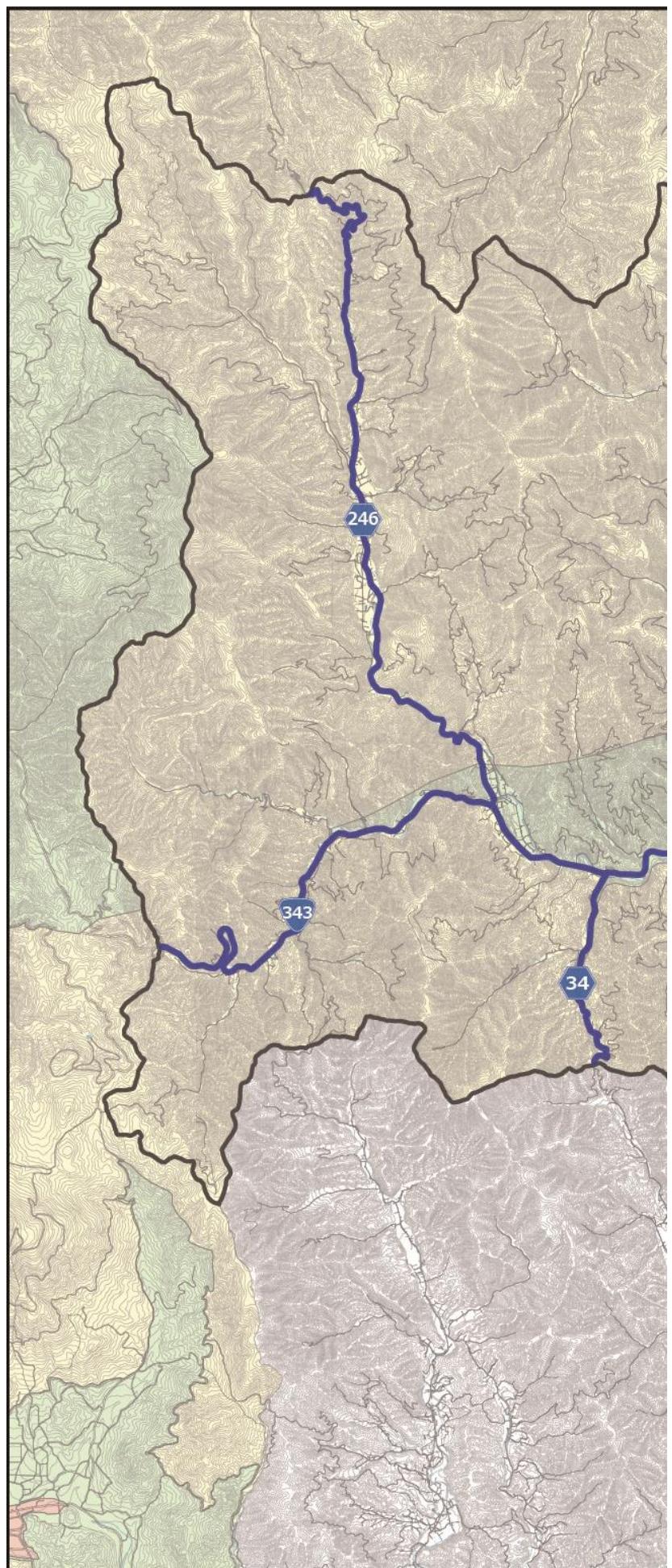
<sup>2</sup> 法第61条参照

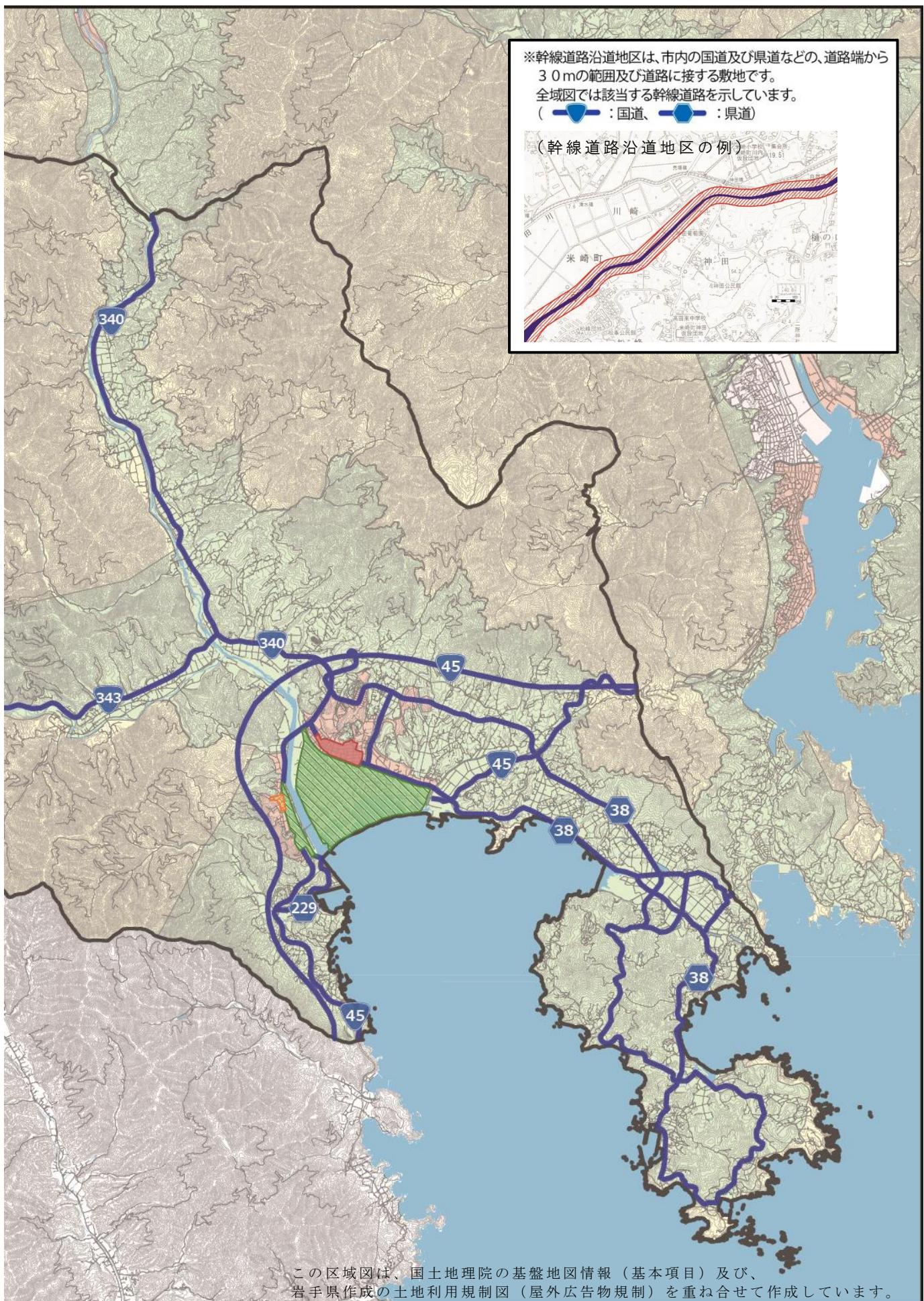
## 区域設定の考え方

区域区分		区域設定の考え方	景観地区の指定
重点景観地域	復興祈念公園周辺地区	復興祈念公園と一体的な景観をなすエリアとして、復興祈念公園と調和した景観形成が求められる地区（復興祈念公園とその周辺の平地部、かさ上げの一部をあわせたエリア）	あり
	今泉中心地区	今泉地区の歴史・文化を受け継ぎ、地域特性や景観に配慮したまちづくりが求められる地区（復元予定の吉田家住宅を含む今泉地区中心部を基本としたエリア）	あり
	高田まちなか地区	中心市街地として、陸前高田ならではの魅力と賑わいのある景観形成が求められる地区（高田地区地区計画区域のうち、商業地域または近隣商業地域に指定されているエリア）	—
	幹線道路沿道地区	市内の国道や県道など、市外から復興祈念公園に至る主要幹線の沿道等で、秩序ある景観形成が求められる地区(市内の国道及び県道などの、道路端から30mの範囲及び道路に接する敷地)	—
一般景観地域	自然景観地区	重点景観地域外で、山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等	—
	農山漁村景観地区	重点景観地域外で、主として農林水産業等によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等	—
	市街地景観地区	重点景観地域外で、主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等	—

本計画区域と区域区分図

陸前高田市景観計画区域	
景観計画区域	復興祈念公園周辺地区
	今泉中心地区
	高田まちなか地区
	幹線道路沿道地区(※)
	自然景観地区
	農山漁村景観地区
	市街地景観地区





## 区域区分図

(中心市街地付近拡大図)

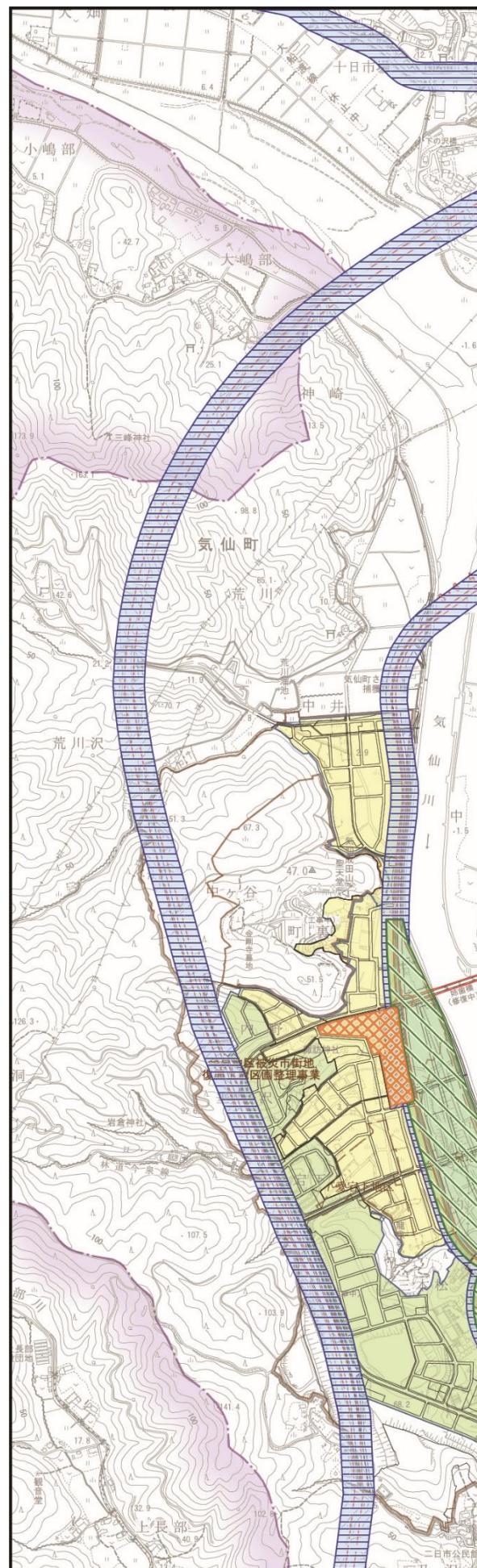
景観計画区域	重点景観地域		復興祈念公園周辺地区	
			今泉中心地区	
			高田まちなか地区	
			幹線道路沿道地区	
<b>凡 例</b>				
		都 市 計 画 区 域		
		用 途 地 域		
地 域 地 区	第一種中高層住居専用地域	60 200		
	第一種住居地域	60 200		
	近隣商業地域	80 200		
	商業地域	80 400		
	準工業地域 (今泉地区で地区計画により用途を制限している区域)	80 200		
	準工業地域 (上記以外の地域)	60 200		
		防 火 地 域 又 是 準 防 火 地 域		
		準 防 火 地 域		
被災市街地 復興推進地域	陸前高田地区被災市街地復興推進地域			
都 市 施 設	道 路			
	公 園			
	火 葬 場			
	一団地の津波防災拠点 市街地形成施設			
市街地 開発事業	土地区画整理事業(震災前)			
	被災市街地復興 土地区画整理事業			
地区計画	地 区 計 画 (高田地区、今泉地区)			
		市 町 村 界		

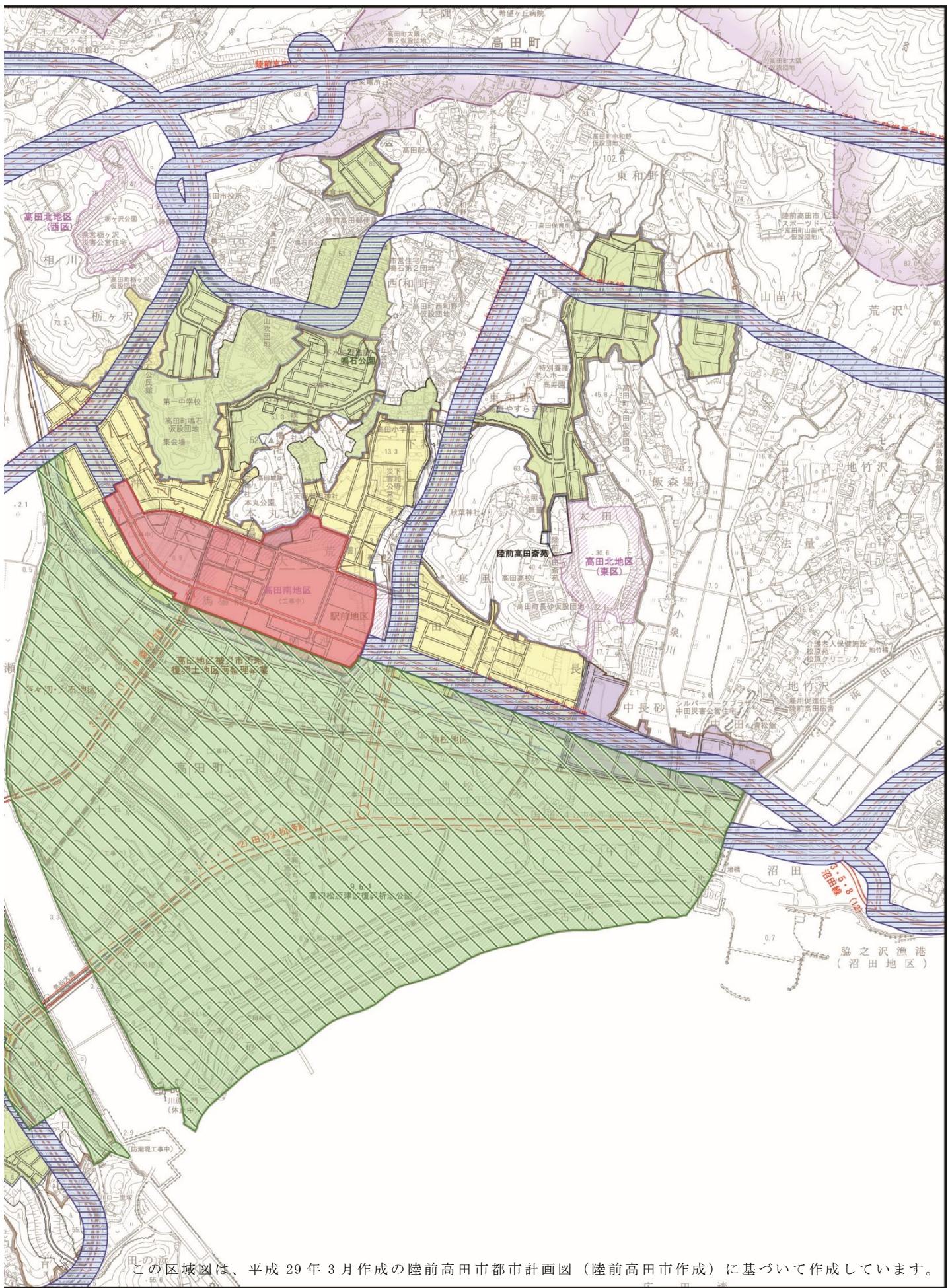


0

500

1000  
m





# 第3章 景観形成の方針

## 第1 景観形成の基本方針

景観は、市、事業者及び市民のそれぞれが主体となる取組や行為によって形成されていきます。それぞれの主体が共に進めていくべき景観形成の基本方針（良好な景観の形成に関する方針<sup>3)</sup>）を以下のとおりとし、この方針に沿った景観形成を進めています。

### 1 自然との共生

陸前高田の豊かで美しい海、山、川によって形成された自然との共生を感じることのできる良好な景観の形成を目指します。

### 2 やさしさが感じられる、活力と潤いのあるいきいきとした生活環境

「ノーマライゼーションという言葉のいらないまち」としてのやさしさが感じられ、また、日常生活の中の身近な環境を、活力と潤いのあるいきいきとしたものとして感じることのできる景観の形成を目指します。

### 3 歴史と文化の継承と復興の象徴

地域の歴史と文化が、今に引き継がれている姿を感じることができ、また、復興祈念公園と併せて復興を象徴する景観の形成を目指します。



<sup>3</sup> 法第8条第3項参照

## 第2 地域別の景観形成の方針

本市は、地域ごとに多様で特色のある景観があります。こうした特色を生かしていくため、以下のとおり地域別の景観形成の方針を定めます。

### 1 重点景観地域

以下の**4つ**の重点景観地域については、市独自の景観形成の方針を定めます。

#### (1) 復興祈念公園周辺地区

復興祈念公園には、県内で唯一となる「国営追悼・祈念施設（仮称）」が設置され、復興を象徴する公園となります。このため、公園と一体的な景観を形成する周辺エリアも含め、無秩序な建築物や屋外広告物を避け、公園と調和した、復興の象徴にふさわしい景観の形成を目指します。



復興祈念公園周辺地区

#### (2) 今泉中心地区

今泉地区は、藩政時代に氣仙地方の郡政の中心地として栄えた地域です。その中心地区について、歴史・文化を受け継ぎ、後世に継承していくような景観の形成を目指します。



震災前の今泉中心地区

#### (3) 高田まちなか地区

店舗・事務所の建物や屋外広告物に、豊かな自然環境に恵まれた陸前高田にふさわしい、質の高い洗練されたデザインを取り入れ、次世代にもつながる新しい中心市街地の形成を目指します。



高田まちなか地区

#### (4) 幹線道路沿道地区

幹線道路の沿道は、ロードサイド型の店舗の立地により、無秩序な景観が形成されることが懸念されます。復興祈念公園につながる市内の幹線沿道について、周辺の自然やまちなみと調和がとれた景観の形成を目指します。



幹線道路沿道地区

## 2 一般景観地域

一般景観地域は、県計画の一般地域の景観形成の方針を準用し、以下のとおりとします。

### (1) 自然景観地区

陸前高田市の雄大で美しい自然景観をしっかりと保全するとともに、それと共に生する人々の生活の姿を文化として感じることのできる景観の形成を目指します。



雷神山から市街地を望む

### (2) 農山漁村景観地区

大らかな広田湾と、三陸特有のリアス式の海岸美等の優れた景観を保全するとともに、海での生活の営みを感じられる漁村景観の形成を目指します。また、四季の移ろいによって変わる水田風景や山林風景等を守り育てることで、住む人が暮らしの文化を引き継ぎ、「心のふるさと」と感じられる農山漁村景観の形成を目指します。



氷上山麓の家々や畑

### (3) 市街地景観地区

新しいまちとしての活力を感じさせながらも、震災前のまちの面影を継承しながら、背後に垣間見ることのできる山並み等の周辺景観と調和した、陸前高田市らしさを持った新市街地景観の形成を目指します。



高台の市街地

# 第4章 良好的な景観形成のための制限等

## 第1 制限等のしくみ

前章の景観形成の方針に基づき、本市が必要な行為の制限等を行うことで、良好な景観形成を推進します。

### 1 届出

まず、本計画区域内の一定規模以上の建築物の建築等の行為について、届出対象となる行為（以下「届出対象行為」という。）としての届出と行為の完了報告を義務付けています。

届出対象行為には、それぞれの行為ごとに良好な景観形成のための行為の制限（以下「景観形成基準」という。）を定めており、届出があったものについては、景観形成基準に基づいて必要に応じて市が指導・勧告等を行います。

### 2 認定申請

景観地区である復興祈念公園周辺地区および今泉中心地区において、一定規模以上の建築物の新築等や工作物の新設等を行う場合、その計画が景観形成基準に適合するものであることについて、認定申請を行って陸前高田市長の認定を受けることを義務付けています。

市は、認定申請があったものについて、景観形成基準に基づいてその形態意匠について審査を行い、適合するものには認定証を、適合しないものには適合不可通知を出します。

なお、認定申請が義務付けられている場合、届出は不要になります。

### 3 その他

事前協議の仕組みを設けることで、あらかじめ技術的な助言や円滑な手続の誘導を行います。

なお、届出対象行為に満たない規模の行為を行う者にも、同基準への自己確認を求めることで、良好な景観形成を推進します。

#### 行為の種類、区域区分に応じて必要になる手続き

行為の種類		行為を行う区域		
		復興祈念公園周辺地区 今泉中心地区	高田まちなか地区 幹線道路沿道地区	自然景観地区 農山漁村景観地区 市街地景観地区
届出対象行為	(1)建築物	認定申請	届出	
	(2)工作物			
	(3)開発行為	届出		
	(4)土地の形質の変更			
	(5)屋外における物件の堆積			
	(6)水面の埋立て又は干拓			
	(7)木竹の伐採			

## 第2 届出（認定申請）の対象となる行為

法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知（復興祈念公園周辺地区および今泉中心地区における(1)または(2)にあっては、法第63条第1項の規定による申請書の提出又は法第66条第2項の規定による通知等）をしなければならない行為は以下のとおりです。<sup>4</sup>

### 1 重点景観地域

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更<sup>5</sup>

1 建築物の新築、増築、改築又は移転

次のいずれかの規模を超えるもの

(1) 高さ10m

(2) 延べ床面積10m<sup>2</sup>

2 1の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更に係る部分の面積が10m<sup>2</sup>を超えるもの

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

1 工作物の新設、増築、改築又は移転

次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設又は移転

種類	規模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	高さ5m
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
自動車車庫の用途に供する施設	高さ5m又は建築面積10m <sup>2</sup>
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
太陽光発電設備	
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5m
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	
空中線系（その支持物を含む。）	高さ10m
自動販売機（屋外に設置されるものに限る。）	高さ1m

2 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更に係る部分の面積が10m<sup>2</sup>を超えるもの

<sup>4</sup> それぞれの行為については関係法令に基づく届出等が必要な場合があります。20ページの注釈で概略を記載しています。

<sup>5</sup> (2)とともに、特定届出対象行為といい、44ページで内容を説明しています。

### (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

次のいずれかの規模を超えるもの

- 1 生じるのり面又は擁壁の高さ 1. 5 m
- 2 面積 300 m<sup>2</sup>

\*立地や開発面積、土地の形質の変更方法などにより、都市計画法に基づく開発許可が必要になる場合があります。

### (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

次のいずれかの規模を超えるもの

- 1 生じるのり面又は擁壁の高さ 1. 5 m
- 2 面積 300 m<sup>2</sup>

\*行為の種類や面積によっては、森林法に基づく林地開発許可や、環境影響評価法に基づく評価が必要になる場合があります。

### (5) 屋外における土石、廃棄物※1、再生資源※2その他の物件の堆積

堆積の期間が 90 日を超える、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの

- 1 高さ 1. 5 m
- 2 面積 100 m<sup>2</sup>

※1 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条  
第1項に規定する廃棄物をいう。

※2 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条  
第4項に規定する再生資源をいう。

\*産業廃棄物を保管する際は、産業廃棄物法に規定する保管の基準を満たす必要があります。また、土石等を堆積する際は、その面積等に応じて、環境基本法に基づく飛散防止の処置が必要となる場合があります。

### (6) 水面の埋立て又は干拓

次のいずれかの規模を超えるもの

- 1 生じるのり面又は擁壁の高さ 1. 5 m
- 2 面積 300 m<sup>2</sup>

\*埋立てや干拓の面積によっては、環境影響評価法に基づく評価が必要になる場合があります。

### (7) 木竹の伐採

次のいずれかの規模を超えるもの

- 1 木竹の高さ 10 m
- 2 伐採面積 300 m<sup>2</sup>

\*行為の種類や面積によっては、森林法に基づく林地開発許可が必要になる場合があります。

## 2 一般景観地域

### (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

#### 1 建築物の新築又は移転

次のいずれかの規模を超えるもの

- (1) 高さ 1 3 m
- (2) 軒高 9 m
- (3) 延べ床面積 1, 000 m<sup>2</sup>

#### 2 建築物の増築又は改築

- (1) 1 の規模に該当する建築物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの

ア 当該行為に係る床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>

イ 当該行為に係る床面積の合計が、当該増築又は改築前の延べ床面積の 2 割

- (2) 当該行為により、1 の規模に該当する規模となる建築物の増築又は改築

#### 3 1 の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更前の屋根の面積の 2 割を超えるもの又は外壁の面積の 2 割を超えるもの

### (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

#### 1 工作物の新設又は移転

次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設又は移転

種類	規模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ 1 3 m (工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 1 3 m を超えるときは 5 m)
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	又は築造面積 1, 000 m <sup>2</sup>
自動車車庫の用途に供する施設	
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
太陽光発電設備	
擁壁、さく、埠その他これらに類するもの	高さ 5 m
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ 2 0 m (工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から工作物の上端までの高さが 2 0 m を超えるときは 1 0 m)
空中線系（その支持物を含む。）	高さ (工作物が建築物と一体となつ

	て設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ) 15 m
自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ 1 m

## 2 工作物の増築又は改築

- (1) 1 の規模に該当する工作物の増築又は改築で次のいずれかの規模を超えるもの
  - ア 当該行為に係る建築面積が 200 m<sup>2</sup>
  - イ 当該行為に係る建築面積が、当該増築又は改築前の建築面積の 2 割
- (2) 当該行為により、1 の規模に該当する規模となる工作物の増築又は改築
- 3 1 の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更前の面積の 2 割を超えるもの

## (3) 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為

次のいずれかの規模を超えるもの

- 1 生じるのり面又は擁壁の高さ 5 m かつ長さ 10 m
- 2 面積 3, 000 m<sup>2</sup>

\* 立地や開発面積、土地の形質の変更方法などにより、都市計画法に基づく開発許可が必要になる場合があります。

## (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

次のいずれかの規模を超えるもの

- 1 生じるのり面又は擁壁の高さ 5 m かつ長さ 10 m
- 2 面積 3, 000 m<sup>2</sup>

\* 行為の種類や面積によっては、森林法に基づく林地開発許可や、環境影響評価法に基づく評価が必要になる場合があります。

## (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

堆積の期間が 90 日を超えるかつ、次のいずれかの規模を超えるもの

- 1 高さ 5 m
- 2 面積 1, 000 m<sup>2</sup>

\* 1 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。

\* 2 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

\* 産業廃棄物を保管する際は、産業廃棄物法に規定する保管の基準を満たす必要があります。また、土石等を堆積する際は、その面積等に応じて、環境基本法に基づく飛散防止の処置が必要となる場合があります。

## (6) 水面の埋立て又は干拓

次のいずれかの規模を超えるもの

- 1 面積 3, 000 m<sup>2</sup>
- 2 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 m かつ長さ 10 m

\* 埋立てや干拓の面積によっては、環境影響評価法に基づく評価が必要になる場合があります。

### 3 届出の適用除外について

次に掲げる行為は、届出対象規模を超えていても届出を行う必要はありません。

#### 【景観法第16条第7項第1号】

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

#### <景観法施行令第8条>

- 1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

- 2 仮設の工作物の建設等

- 3 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

- 4 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く。）の建設等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積（高さ15m以下のものを除く。）

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(3) 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置

(4) 土地の開墾

(5) 森林の皆伐

(6) 水面の埋立て又は干拓

## 【景観法第16条第7項第2号から第10号】

- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- (4) 景観計画に景観法第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- (5) 景観重要公共施設について、景観法第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- (6) 景観法第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- (7) 国立公園又は国定公園の区域内において、景観法第8条第2項第4号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- (8) 景観法第61条第1項の景観地区（(9)において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- (9) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて景観法第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- (10) 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で、景観法第8条第4項第2号の制限で景観計画に定められたもののすべてが地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合に、当該地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更

## 【景観法第16条第7項第11号】

### (1) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

#### <政令で定める行為（景観法施行令第10条）>

- 1 景観計画に定められた開発行為又は景観法施行令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で景観法施行令第22条第3号イ又はロ（第24条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 2 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第75条第1項の規定に基づく条例で景観法施行令第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 3 文化財保護法（昭和25年 法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- 4 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

#### <陸前高田市景観条例で定める行為>

- 1 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第16条第1項若しくは第41条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第34条第1項の規定により届け出て行う行為
- 2 陸前高田市文化財保護条例（昭和53年陸前高田市条例第21号）第15条第1項若しくは第36条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第31条第1項の規定により届け出て行う行為
- 3 岩手県文化財保護条例第16条第1項ただし書又は第41条第1項ただし書の規定により届け出て行う行為
- 4 陸前高田市文化財保護条例第15条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に規定する行為
- 5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で堆積の期間が90日を超えないもの

#### ※ 国の機関や地方公共団体が行う建築等の行為について

法第16条第5項及び第6項により、国の機関や地方公共団体が行う行為は、届出を必要とせず、景観行政団体にその旨を通知することとなります。通知を受けた景観行政団体は、良好な景観の形成に必要な限度において、景観計画に定めた制限に適合するようるべき措置について協議を求めることができます。

## 4 認定申請の適用除外について

### (1) 認定申請の適用が除外される建築物

次に掲げる建築物は、認定申請の対象となる規模を超えていても、認定申請を行う必要はありません。

#### 【景観法第69条第1項第1号～第4号】

- 1 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 2 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 3 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
- 4 第2号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

#### 【景観法第69条第1項第5号】

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある建築物として市町村の条例で定めるもの

#### ＜陸前高田市景観条例で定める建築物＞

- 1 地下に設ける建築物
- 2 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る建築物
- 4 景観計画に景観法第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設である建築物
- 5 景観重要公共施設について、景観法第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為に係る建築物
- 6 岩手県文化財保護条例第16条第1項若しくは第41条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第34条第1項の規定により届け出て行う行為に係る建築物
- 7 陸前高田市文化財保護条例第15条第1項若しくは第36条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第31条第1項の規定により届け出て行う行為に係る建築物
- 8 岩手県文化財保護条例第16条第1項ただし書又は第41条第1項ただし書の規定により届け出て行う行為に係る建築物
- 9 陸前高田市文化財保護条例第15条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に規定する行為に係る建築物

#### 【景観法第69条第2項・第3項】

景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、景観法第62条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合において、当該建築物又はその部分

※ただし、次の場合を除く。

- 1 景観地区に関する都市計画の変更前に景観法第62条の規定に違反している建築物又はその部分
- 2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
- 3 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

## (2) 認定申請の適用が除外される工作物

次に掲げる工作物は、認定申請の対象となる規模を超えていても、認定申請を行いう必要はありません。

### 【陸前高田市景観条例第34条】

- 1 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された要認定工作物
- 2 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された要認定工作物
- 3 前号に掲げる要認定工作物であったものの原形を再現する要認定工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- 4 景観法施行令第20条第6号イ及びハに掲げる法律の規定により形態意匠等に係る義務が定められている要認定工作物
- 5 地下に設ける要認定工作物
- 6 工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の要認定工作物で、当該工事等に要する期間に限り存続するもの
- 7 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る要認定工作物
- 8 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある要認定工作物
- 9 非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る要認定工作物
- 10 景観計画に景観法第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設である要認定工作物
- 11 景観重要公共施設について、景観法第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為に係る要認定工作物
- 12 文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為に係る要認定工作物
- 13 岩手県文化財保護条例第16条第1項若しくは第41条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第34条第1項の規定により届け出て行う行為に係る要認定工作物
- 14 陸前高田市文化財保護条例第15条第1項若しくは第36条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第31条第1項の規定により届け出て行う行為に係る要認定工作物
- 15 岩手県文化財保護条例第16条第1項ただし書又は第41条第1項ただし書に規定する行為に係る要認定工作物
- 16 陸前高田市文化財保護条例第15条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に規定する行為に係る要認定工作物

## (3) 国の機関や地方公共団体が行う行為に係る建築物や工作物について

景観法第66条および陸前高田市景観条例第31条により、国の機関や地方公共団体が行う行為に係る建築物および工作物は、認定申請を必要とせず、景観行政団体にその旨を通知することとなります。通知を受けた景観行政団体は、当該通知に係る建築物や工作物の計画が景観形成基準に適合するかどうかを審査し、適合するものと認めたときは、当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付します。

また、国又は地方公共団体の建築物または工作物が景観形成基準に適合しない場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、必要な措置をとるべきことを要請しなければなりません。

### 第3 景観形成基準<sup>6</sup>

景観計画では、届出対象行為についてそれぞれの行為ごとに景観形成基準を定めています。市は、届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告や、形態意匠の変更命令等を行います。

#### 1 重点景観地域

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※網掛け部分 [ ] は、景観地区で規定されている内容です。

適用部位	復興祈念公園 周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか 地区	幹線道路沿道 地区
建築物の高さに関する制限(最高高さ)	地盤面 <sup>7</sup> から最上部までの高さ <sup>8</sup> を12m以下とする。	—	—	地盤面から最上部までの高さを15m以下とする。
位置・規模	復興祈念公園からの眺望を妨げないよう努める。	—	まちなかの連續性に配慮するよう努める。	道路沿道の眺望を妨げないよう努める。
	自然の地形をできる限り生かすよう努める。	—	自然の地形をできる限り生かすよう努める。	自然の地形をできる限り生かすよう努める。
形態意匠の制限	道路等に接する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退しゆとりある空間の創出に努める。	地区の歴史や文化を踏まえ、壁面を揃えるなどまちなかの連續性に配慮する。	まちなかの賑わいと連續性・一体感に配慮する。	道路等に面する壁面の位置を揃え、スカイラインが揃った高さとなるよう努める。
	周辺との調和	地区の歴史や文化に配慮し、周囲のまちなかや緑と調和した形態意匠とするよう努める。	魅力的で賑わいのあるまちなかの雰囲気と調和した形態意匠とするよう努める。	周辺の建築物や緑と調和した形態意匠とするよう努める。
外壁	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないように努める。	—	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないように努める。	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないように努める。

6 法第8条第2項第2号参照

7 建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいいます。建築基準法施行令第2条第2項

8 最上部は、原則として塔屋や照明設備等も含みます。アンテナや避雷針等の線状の形状のものは除きます。

	屋根形状	—	和風の屋根形状(切妻や入母屋等)とするよう努める。	—
	建築物の外壁や屋根の色彩	周辺の自然に調和し、まちなみの連続性や統一感を創出するために、 <u>別記1</u> の範囲の色彩を用いる。 →色見本① p 32	周辺の自然に調和し、まちなみの連続性や統一感を創出するために、 <u>別記2</u> の範囲の色彩を用いる。 →色見本② p 33	
素材	周辺との調和	外壁や屋根等には、自然素材(瓦葺含む)や地場産素材を活用し、まちなみや周囲の景観との調和に努める。	外壁や屋根等には、自然素材(瓦葺含む)や地場産素材を活用し、まちなみや周囲の景観との調和に努める。	
	経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるように努める。	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるように努める。	
	反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努める。	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努める。	
形態意匠の制限	緑化率	敷地内は、原則として、緑化率10%以上の緑化に努める。	敷地内は、原則として、緑化率10%以上の緑化に努める。	
	樹木や植栽	敷地内の樹木や植栽は、保全と活用に努める。	敷地内の樹木や植栽は、保全と活用に努める。	
	門、塀、柵	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努める。  道路等に面した敷地境界に60cmを超える高さのブロック等の塀は設けないよう努める。	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努める。  道路等に面した敷地境界に60cmを超える高さのブロック等の塀は設けないよう努める。	
その他	付帯設備	空調室外機等の付帯設備は、植栽、塀、壁で覆うなど、道路等の公共空間から見えないよう努める。	空調室外機等の付帯設備は、植栽、塀、壁で覆うなど、道路等の公共空間から見えないよう努める。	
	照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量等を工夫し、周囲への配慮に努める。	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量等を工夫し、周囲への配慮に努める。	
	付属建物	車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるように努める。	車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるように努める。	
	既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努める。	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努める。	

**別記1 復興祈念公園周辺地区及び今泉中心地区における外壁・屋根の色彩の使用範囲**

→色見本① p 3 2

適用部位	色相	明度	彩度
外壁	R、Y R、Y	8 以上の場合	2 以下
		4 以上 8 未満の場合	4 以下
	N	4 以上	—
屋根	R、Y R、Y	6 以下	2 以下
	N	6 以下	—

**別記2 高田まちなか地区及び幹線道路沿道地区における外壁・屋根の色彩の使用範囲**

→色見本② p 3 3

適用部位	色相	明度	彩度
外壁	R、Y R、Y	8 以上の場合	3 以下
		2 以上 8 未満の場合	6 以下
	N	2 以上	—
屋根	R、Y R、Y、G Y	7 以下	4 以下
	N	7 以下	—

**建築物に関する例外規定**

- (1) 色彩基準に関しては、木材や石材、土壁、レンガなどの自然素材を使用しているものや、地域固有の歴史文化的資産などで、上表の基準の範囲から外れる場合は、個別に協議し判断する。
- (2) 色彩基準に関しては、高田まちなか地区においては、外壁各面の概ね 5 分の 1 未満の面積については、別記2以外の色彩を用いることができるものとする。
- (3) 市長が、まちの良好な景観形成に資するものとして認めたものは、この景観形成基準によらないものとすることができる。

## 緑化率の定義と算出方法<sup>9</sup>

1 緑化率は、次の式により算出する。

$$\text{緑化率} (\%) = \frac{\text{緑被面積} (\text{m}^2)}{\text{敷地面積} (\text{m}^2)} \times (1 - \text{建ぺい率}) \times 100$$

2 必要緑被面積は以下の方法で算出する。

(1) 都市計画区域内では、(敷地面積) × (1 - 建ぺい率) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) 市街地景観地区 (敷地面積 1, 000 m<sup>2</sup> 建ぺい率 50% の場合)

$$1,000 \times (1 - 0.5) \times 10\% = 50 \text{ m}^2$$

(2) 都市計画区域外は、(敷地面積) × (1 - 0.7) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) 自然景観地区 (敷地面積 1, 000 m<sup>2</sup> の場合)

$$1,000 \times (1 - 0.7) \times 20\% = 60 \text{ m}^2$$

3 緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

※ 芝生は緑被面積には含まれない。

(1) 樹木

樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出する。

樹木の高さ	緑被面積
1 m 以下の場合	0.5 m <sup>2</sup>
1 m を超え 2 m 以下の場合	1.5 m <sup>2</sup>
2 m を超え 3 m 以下の場合	3.5 m <sup>2</sup>
3 m を超え 4 m 以下の場合	6.0 m <sup>2</sup>
4 m を超え 5 m 以下の場合	10.5 m <sup>2</sup>
5 m を超え 6 m 以下の場合	14.0 m <sup>2</sup>
6 m を超える場合	19.5 m <sup>2</sup>



立木  
生け垣

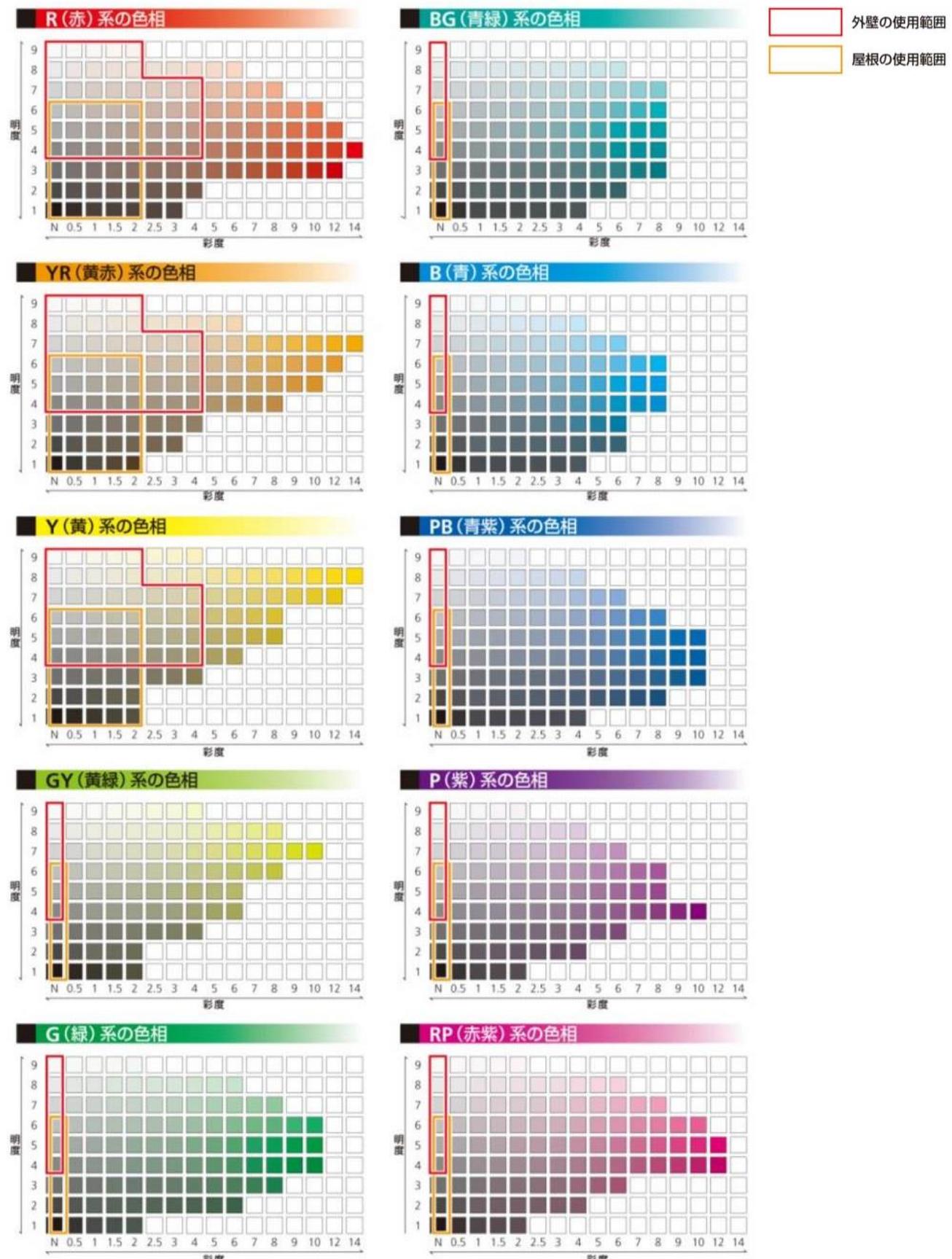
(2) 生垣

生垣の場合は、生垣の延長に 0.6 m を乗じて算出する。

(例) 生垣の延長 30 m の場合  $30 \text{ m} \times 0.6 \text{ m} = 18 \text{ m}^2$  (緑被面積)

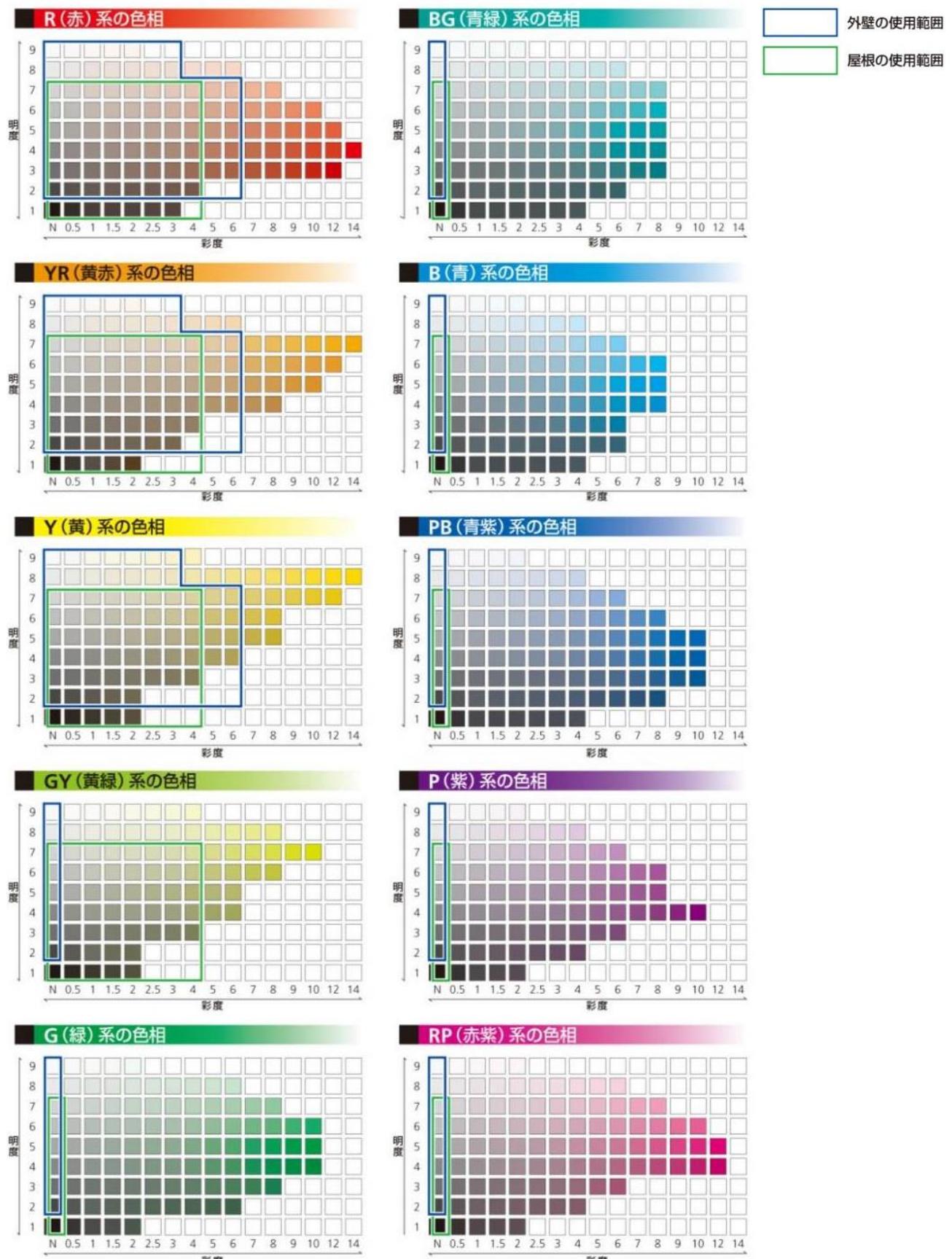
<sup>9</sup> 県計画の規定を準用。

色見本① 復興祈念公園周辺地区・今泉中心地区における外壁・屋根の色彩の使用範囲



※ 色彩の基準は、日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法によります。  
※ 印刷による色再現のため、実際のマンセル値による色とは異なる場合があります。

**色見本② 高田まちなか地区・幹線道路沿道地区における外壁・屋根の色彩の使用範囲**



※ 色彩の基準は、日本工業規格のZ 8721に定める三属性による色の表示方法によります。  
※ 印刷による色再現のため、実際のマンセル値による色とは異なる場合があります。

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

\*網掛け部分□は、景観地区で規定されている内容です。

適用部位	復興祈念公園 周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか 地区	幹線道路沿道 地区
高さの最高限度	地盤面(地面に高低差がある場合は、建築物の地面と接する位置の平均の高さ)から最上部までの高さを 12m 以下とする。	—	—	地盤面(地面に高低差がある場合は建築物の地面と接する位置の平均の高さ)から最上部までの高さを 15m 以下とする。
位置・規模	復興祈念公園からの眺望を妨げないよう努める。	—	まちなかの連続性に配慮するよう努める。	道路沿道の眺望を妨げないよう努める。
	自然の地形をできる限り生かすよう努める。	—	自然の地形をできる限り生かすよう努める。	主要な道路(国県道)の境界から 5m 以上後退した位置するよう努める。ただし、次のものを除く。 (1) 擁壁、さく、塀、自動販売機、その他これらに類するもの。 (2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの(その支持物を含む。)ただし、高さ 20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20m 超えるときは 10m)以下のものに限る。
周辺との調和	復興祈念公園と調和した形態意匠とするよう努める。	地区の歴史や文化に配慮し、周囲のまちなかや緑と調和した形態意匠とするよう努める。	魅力的で賑わいのあるまちなかの雰囲気と調和した形態意匠とするよう努める。	周辺の建築物や緑と調和した形態意匠とするよう努める。
素材 反射	工作物に、金属やガラス等の素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努める。	—	—	工作物に、金属やガラス等の素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努める。
樹木や植栽	敷地内の樹木や植栽は、保全と活用に努める。	—	—	敷地内の樹木や植栽は、保全と活用に努める。

	照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努める。	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努める。
	色彩（自動販売機を除く）	使用する色彩は、周辺の自然に調和し、まちなみの連續性や周辺との統一感を創出するために、別記③の範囲の色彩を用いる。 →色見本③ p 36	使用する色彩は、周辺の自然に調和し、まちなみの連續性や周辺との統一感を創出するために、別記③の範囲の色彩を用いる。 →色見本③ p 36
自動販売機	周辺との調和	屋外に設置する自動販売機は、色彩について周辺の景観と調和させるよう努める。  さらに、建築物等に添った位置に設置することや被覆等に努める。	屋外に設置する自動販売機は、色彩について周辺の景観と調和させるよう努める。  さらに、建築物等に添った位置に設置することや被覆等に努める。
形態意匠の制限	太陽光発電設備	設置にあたっては、周辺の自然環境や眺望等の景観に配慮するよう努める。  (1) 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備などで、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景等の工夫をする。  (2) 高低差のある敷地の場合、最上部の高さが周囲の景観から突出しないように努める。  (3) フレームや設備機器等の色彩は周囲の環境と調和するよう努める。	設置にあたっては、周辺の自然環境や眺望等の景観に配慮するよう努める。  (1) 主要な眺望点や道路、敷地境界等から目立たないよう、設備の配置位置や植栽等を工夫する。 (2) 高低差のある敷地の場合、最上部の高さが周囲の景観から突出しないように努める。 (3) フレームや設備機器等の色彩は周囲の環境と調和するよう努める。

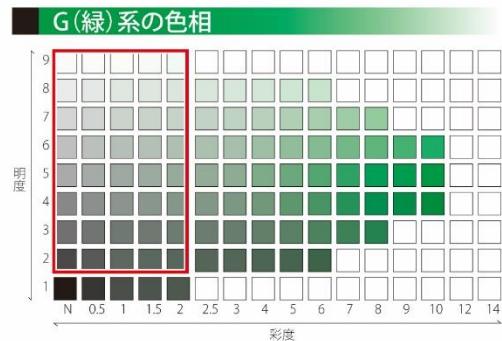
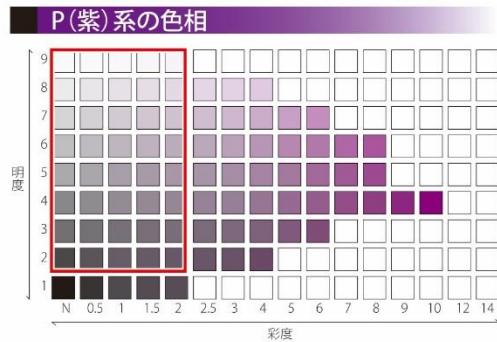
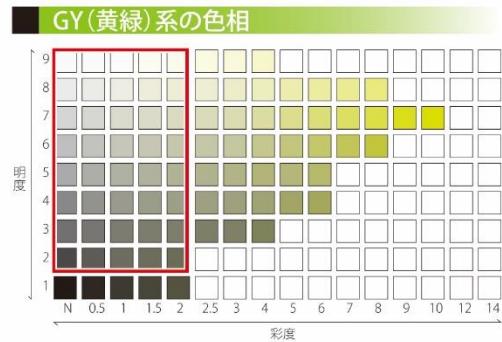
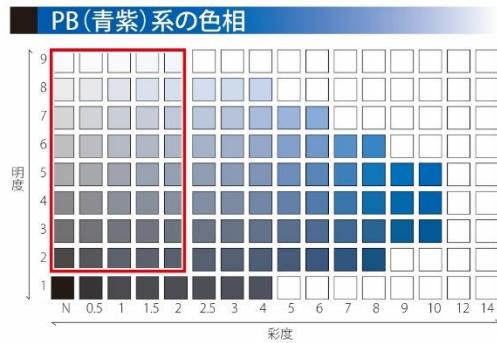
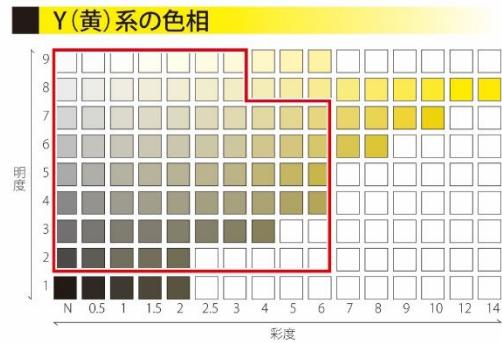
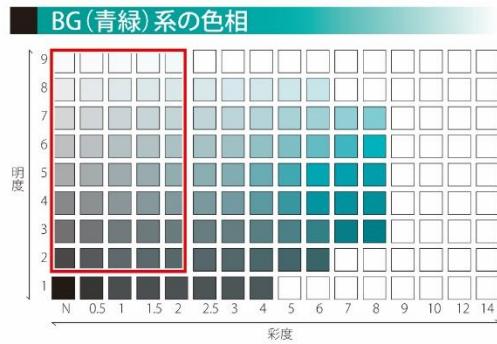
別記③ 復興祈念公園周辺地区、今泉中心地区、幹線道路沿道地区における工作物（自動販売機を除く）の色彩の使用範囲→色見本③ p 36

色相	明度	彩度
R、YR、Y	8以上の場合	3以下
	2以上8未満の場合	6以下
上記以外	2以上	2以下
N	2以上	—

#### 工作物に関する例外規定

- (1) 色彩基準に関しては、木材や石材、土壁、レンガなどの自然素材を使用しているものや、地域固有の歴史文化的資産などで、上表の基準の範囲から外れる場合は、個別に協議し判断する。
- (2) 市長が、まちの良好な景観形成に資するものとして認めたものは、この景観形成基準によらないものとすることができる。

**色見本③** 復興祈念公園周辺地区・今泉中心地区・高田まちなか地区・幹線道路沿道地区における工作物（自動販売機を除く）の色彩の使用範囲



- ※ 色彩の基準は、日本工業規格のZ 8 7 2 1に定める三属性による色の表示方法によります。
- ※ 印刷による色再現のため、実際のマンセル値による色とは異なる場合があります。

(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓

行為の種類		復興祈念公園 周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか 地区	幹線道路沿道 地区
形状 ・ 緑化	圧迫感 威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大な面及び擁壁が生じないように努める。			
	緑化	のり面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化に努める。			

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

行為の種類		復興祈念公園 周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか 地区	幹線道路沿道 地区
堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努める。			
	離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努める。			
	高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努める。			
遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努める。			

(5) 鉱物の採取又は土石の採取

行為の種類		復興祈念公園 周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか 地区	幹線道路沿道 地区
遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努める。			
行為後の措置	緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努める。			

(6) 木竹の伐採

行為の種類		復興祈念公園 周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか 地区	幹線道路沿道 地区
伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とするよう努める。			
	道路沿い	道路の境界付近の木竹は、保存するよう努める。			
	既存樹木	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用に努める。			
行為後の措置	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努める。			

## 2 一般景観地域

### (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

行為の種類		自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
位置等	壁面の位置	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努める。		道路等の公共空間に面する壁面位置は、周辺のまち並みの連続性との調和に努める。
	高さ	原則として15mを超えないよう努める。 やむを得ない事情により15mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置 <sup>10</sup> を行う。	原則として21mを超えないよう努める。 やむを得ない事情により21mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行う。	周辺のまちなみ等から突出しない高さとするよう努める。
形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまちなみや景観と調和した形態意匠とするよう努める。		
	外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努める。		
	屋根形状	原則として陸屋根を避けるよう努める。 やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行う。		—
色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色 <sup>11</sup> 等は用いず、原則として推奨色 <sup>12</sup> を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努める。		
	避けるべき色の範囲	やむを得ず純色を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とする。	やむを得ず純色を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とする。	やむを得ず純色を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とする。
素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺地域のまちなみや景観との調和に努める。		
	経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いる。		
	反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努める。		
敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率20%以上の緑	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率15%以上の緑	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率10%以上の緑

<sup>10</sup> 原則に適合しない項目について、他の方策により、原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。

<sup>11</sup> マンセル表色系（JIS Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10以上の色をいう。

<sup>12</sup> マンセル表色系（JIS Z 8721）において、別表の推奨色の範囲をいう。P 4 1 参照。

		化に努める。	化に努める。	化に努める。
	既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努める。		
	門、塀、柵	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努める。		
その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努める。		
	照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努める。		
	既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努める。		

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

行為の種類		自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
位置・高さ	位置	主要な道路（国県道）の境界から5m以上後退した位置にするよう努める。（擁壁、柵、塀、自動販売機その他これらに類するものを除く）		
	高さ	道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないような高さとするよう努める。		周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努める。
形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努める。		
	色彩（推奨色）	純色等は用いず、周辺景観と調和するよう努める。（自動販売機を除く）		
	素材（経年変化）	外壁材に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いる。		
敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努める。		
その他	照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努める。		
	自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、位置や外観の色彩の検討や、被覆等により、周辺景観と調和するよう努める。		
太陽光発電設備		設置にあたっては、周辺の自然環境や眺望等の景観に配慮するよう努める。 (1) 主要な眺望点や道路、敷地境界等から目立たないよう、設備の配置位置や植栽等を工夫する。 (2) 高低差のある敷地の場合、最上部の高さが周囲の景観から突出しないように努める。 (3) フレームや設備機器等の色彩は周囲の環境と調和するよう努める。		

(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓

行為の種類		自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
形状 ・緑化	圧迫感 威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大な面及び擁壁が生じないように努める。		
	緑化	のり面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化に努める。		

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

行為の種類		自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。		
	離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努める。		
	高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努める。		
遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努める。		

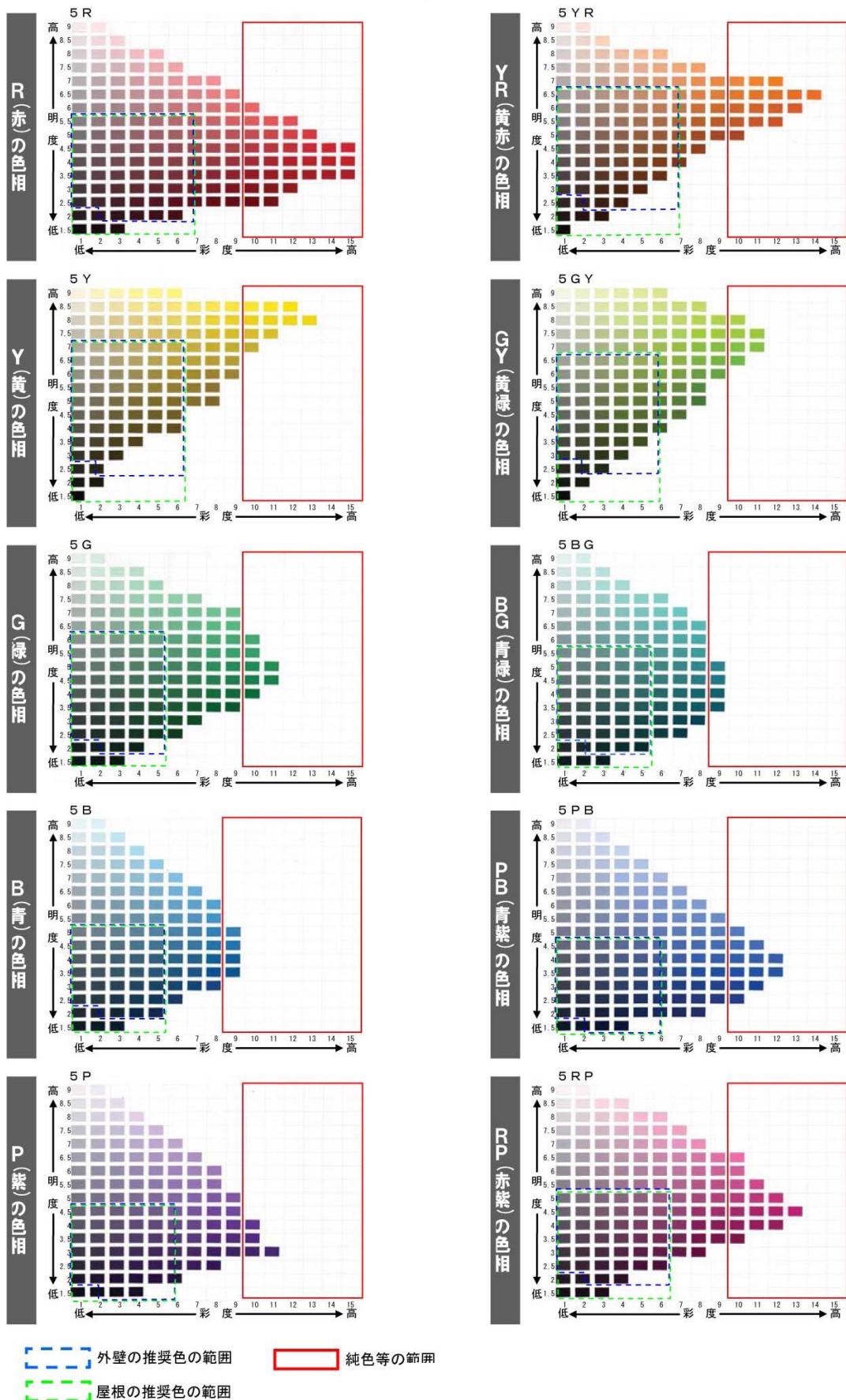
(5) 鉱物の採取又は土石の採取

行為の種類		自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努める。		
行為後の措置	緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努める。		

推奨色の範囲→**色見本④ p 42**

色 相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R (赤) 系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
Y R (黄赤) 系	3.0 以上 7.0 未満	6.5 以下	7.0 未満	6.5 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
Y (黄) 系	3.0 以上 7.5 未満	6.0 以下	7.5 未満	6.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.0 以下		
G Y (黄緑) 系	3.0 以上 7.0 未満	5.5 以下	7.0 未満	5.5 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
G (緑) 系	2.5 以上 6.5 未満	5.0 以下	6.5 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
B G (青緑) 系	2.5 以上 6.0 未満	5.0 以下	6.0 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
B (青) 系	2.5 以上 5.5 未満	5.0 以下	5.5 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
P B (青紫) 系	2.0 以上 5.0 未満	5.5 以下	5.0 未満	5.5 以下
	1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
P (紫) 系	2.0 以上 5.0 未満	5.5 以下	5.0 未満	5.5 以下
	1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
R P (赤紫) 系	2.5 以上 5.5 未満	6.0 以下	5.5 未満	6.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.0 以下		
N (無彩色)	2.0 以上 9.0 未満	—	2.0 以上 7.0 未満	—

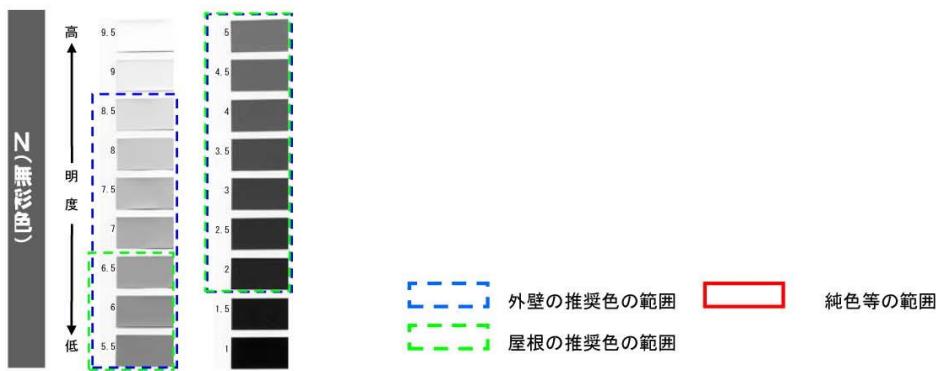
## 色見本④ 一般景観地域の色彩基準における純色等および推奨色の範囲



■ 外壁の推奨色の範囲

■ 純色等の範囲

■ 屋根の推奨色の範囲



## 第4 景観形成基準の運用方法等

### 1 事前協議について

良好な景観の形成を円滑に進めるために、届出対象となる規模かどうかにかかわらず、建築物等の計画段階で市に相談してください。市では、専門家等の意見も伺いながら助言等を行います。

### 2 景観計画に基づく届出の手続き

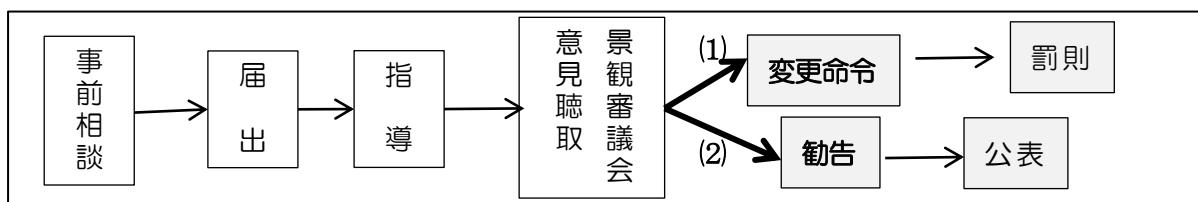
建築物の建築等の行為の届出は、行為の着手30日前までに行う必要があります。<sup>13</sup>市は、届出があった行為の内容が景観形成基準に適合しているか審査を行い、景観形成基準に合致していないと認められた場合、次の方法で指導等を行います。

#### (1) 建築物及び工作物の形態意匠（特定届出対象行為）に関する基準について<sup>14</sup>

- ア 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- イ 指導に従わない場合、陸前高田市景観審議会の意見を聴いた上で、変更等の必要な措置をとることを、法第17条第1項に基づき命令します。命令の前に、法第16条第3項に基づき勧告することがあります。
- ウ この命令に違反した場合、法第101条の規定により罰則が適用されます。  
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

#### (2) 建築物及び工作物の形態意匠に関するもの以外<sup>15</sup>の基準について

- ア 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- イ 指導に従わない場合、陸前高田市景観審議会の意見を聴いた上で、景観形成基準に適合させるため、必要な措置をとることを法第16条第3項に基づき勧告します。
- ウ 勧告を受けた行為者が、その勧告に従わない場合、氏名及び勧告の内容を公表します。



#### (3) 行為の完了報告

当該の届出に係る行為が完了したときは、遅滞なく届け出てください。<sup>16</sup>

<sup>13</sup> 法第18条第1項参照

<sup>14</sup> 法第17条変更命令等でいう特定届出対象行為をいい、その内容は陸前高田市景観条例（以下「条例」という。）第11条参照。

<sup>15</sup> 建築物の高さや壁面の位置、工作物の高さ等の制限に関する基準をいいます。

<sup>16</sup> 条例第13条参照

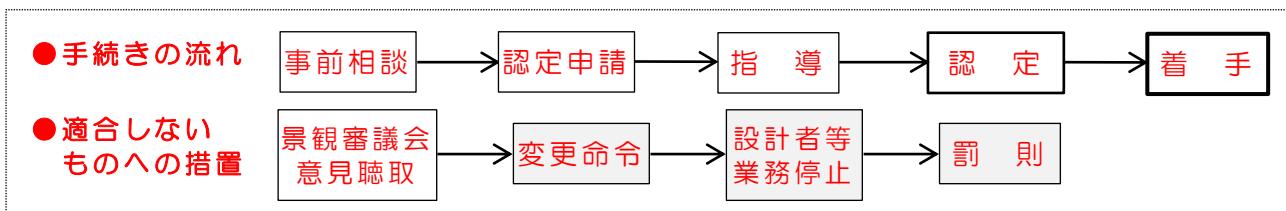
### 3 景観地区における認定申請の手続き

復興祈念公園周辺地区および今泉中心地区における建築物の建設等および工作物の建設等の行為の計画の認定申請は行為の着手 30 日前までに行う必要があります。<sup>17</sup>市は、認定申請があった計画が、形態意匠について景観地区に定める景観形成基準に適合しているか審査を行い<sup>18</sup>、景観形成基準に合致していると認められた場合、認定証を交付します。また、景観形成基準に合致していないと認められた場合は、景観形成基準に適合するよう指導等を行います。

なお、認定証の交付を受けていなければ、認定申請の対象となる行為の工事（政令で定める根切り工事等を除く）に着手することはできません。認定申請の対象となる建築物や工作物について、認定申請を行わなかったり、虚偽の申請を行ったり、あるいは認定証の交付を受けずに工事に着手した場合、法第 102 条または条例第 44 条の規定により罰則が適用されます。（50 万円以下の罰金）

また、市は、景観形成基準に適合しないと認められる建築物や工作物がある場合、次のような方法で是正命令等を行います。

- (1) 市は、陸前高田市景観審議会の意見を聴いた上で、それらの工事主や所有者等に対して当該建築物に係る工事の施工停止や必要な措置をとることを、法第 64 条に基づき命令します。
- (2) 命令に従わない場合は、法第 101 条または条例第 44 条の規定により罰則が適用されます。（建築物にあっては 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金、工作物にあっては 50 万円以下の罰金）



### 4 届出や認定申請の対象とならない行為について

届出対象行為や認定申請の対象行為以外の行為についても、市に事前相談をするようにしてください。事業者が自主的に同基準への適合確認をしていただくことで、良好な景観の形成を推進します。

<sup>17</sup> 法第 63 条第 2 項の規定により、市が認定申請書を受理してから認定証を交付するまで、原則として最大で 30 日を要します。

<sup>18</sup> 認定申請の対象となる建築物の建設等の行為の計画が景観地区に定める高さの制限に適合しているか否かは、建築基準法第 6 条第 1 項に基づいて建築主事が行う確認の中で審査します。

# 第5章 屋外広告物の表示に関する行為の制限

## 第1 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限<sup>19</sup>

屋外広告物は、良好な景観の形成における重要な構成要素であることから、本計画が定める区域区分にしたがって、それぞれの区域ごとに定める景観の目標像の実現に向け、建築物等に関する制限と一体となった規制の実施が必要となっています。

このため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限は、屋外広告物が市民等の社会生活に必要不可欠なものであるとの認識を踏まえながら、本計画により実現しようとする良好な景観の形成に即した地域の景観特性に合わせたきめ細やかな規制を行います。

本市では、これまで岩手県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の誘導がなされてきましたが、地域の景観特性に応じたきめ細やかな誘導を実現するために、本計画に即した陸前高田市独自の屋外広告物条例を制定します。本計画の区域区分に即した屋外広告物規制誘導の主な考え方は以下のとおりです。

### 1 重点景観地域

#### (1) 復興祈念公園周辺地区

復興祈念公園と調和した、復興の象徴にふさわしい景観の形成を目指すため、広告物の規制が強く求められている地区として、規制を実施していきます。

#### (2) 今泉中心地区

今泉地区の歴史・文化を受け継ぎ、地域特性に配慮した景観を形成するため、広告物の規制が強く求められている地区として、規制を実施していきます。

#### (3) 高田まちなか地区

市街地として賑わいの創出にも配慮しつつ、まちなかの魅力づくりや調和のとれたまちなみづくりにつながるよう、規制を実施していきます。

#### (4) 幹線道路沿道地区

復興祈念公園につながる道として、無秩序な景観の形成を防ぎ、周辺の自然やまちなみと調和した景観の形成を目指すため、移動者の利便性に配慮しつつ、規制を実施していきます。

<sup>19</sup> 法第8条第2項第4号イ参照

## 2 一般景観地域

### (1) 自然景観地区

雄大で美しい自然景観を保全するため、広告物の規制が強く求められている地区として、規制を実施していきます。

### (2) 農山漁村景観地区

移動者の利便性に配慮しつつ、農山漁村景観の保全のため、規制を実施していきます。

### (3) 市街地景観地区

賑わいの創出と、居住を目的とする環境の実現という二つの目的を調整した上で、広告物の規制を実施していきます。

## 3 特別地域

文化財の周囲等、特に規制が必要な地区については「特別地域」とし、1、2の地区にかかわらず、岩手県屋外広告物条例の第1種特別地域の基準を踏まえ、別途規制を実施していきます。

# 第6章 良好的な景観形成の推進に向けて

## 第1 市・事業者・市民の役割

良好な景観の形成のためには、行政だけではなく、様々な主体が参画し、適切な役割分担と協働の下、積極的に取り組む必要があります。それぞれの主体がどのような役割を担うのか、あらかじめ明らかにすることで、この参画と協働による良好な景観の形成を図ります。

### 【市の役割】

- ・ 景観法に基づく景観行政団体として、市域全体の良好な景観の形成の方向性と将来像を示し、先導的に良好な景観の形成に取り組みます。
- ・ 良好的な景観の形成に関する市民、事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援をします。

### 【事業者＝建築物の建築等、景観に影響を与える行為を行う＝の役割】

- ・ 自らの事業活動が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、地域の景観に配慮するとともに、自社で所有する優れた景観の建築物等を、自ら責任を持って保全に努めるものとします。
- ・ 市が実施する良好な景観の形成に関する施策や、市民等が行う良好な景観の形成に関する取組を理解し協力するよう努めます。

### 【市民の役割】

- ・ 良好的な景観は、市民一人ひとりの日常の行為の積み重ねから創られていくことから、身近にある地域の景観に関心を持ち、市民の共通資産である良好な景観の保全に努めるとともに、新たな景観資源の創造に向けても主体的に取り組むよう努めるものとします。

## 第2 計画の推進

### 1 庁内の推進体制の充実

景観形成を推進していくためには、歴史文化、都市計画、建築、環境、教育等、様々な行政分野による総合的、一体的な取り組みが求められます。分野横断的に連携し、庁内における推進体制を強化します。

### 2 様々な主体との連携・協働

市は、NPO等のボランティア活動団体、地元自治会等、景観に関連する組織や団体等と連携・協働し、景観形成の担い手の育成や景観形成のネットワークの構築を進めます。

### 3 市民事業者の主体的な取組の促進

景観形成に市民の参加を促進していくためには、市民の景観に対する意識を高めていくことが重要です。市は必要な情報を適切に公開するとともに、景観形成上の課題、景観づくりの将来方向などを市民と共有し、景観計画やその他景観形成に関する施策の周知・啓発に積極的に取り組みます。

### **第3 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針<sup>20</sup>**

#### **1 景観資源の保全**

本市は、景観の重要な構成要素、すなわち大切な景観資源である景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に積極的に取り組みます。

地域のシンボルとなる建造物や樹木は、周囲の景観に重要な役割を果たしており、このような建造物や樹木を保全するため、[陸前高田市景観審議会の意見を踏まえた上で](#)、以下の方針により景観重要建造物及び景観重要樹木を指定していきます。この指定によって、現状変更や伐採等に市長の許可を必要とする等、保全のための必要な規制を行うことが可能となります。

#### **2 景観重要建造物の指定方針**

##### **(1) 対象**

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものであること。

#### **3 景観重要樹木の指定方針**

##### **(1) 対象**

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものであること。

---

<sup>20</sup> 法第8条第3項参照

## 第4 景観重要公共施設に関する事項

### 1 景観重要公共施設について

景観行政団体である陸前高田市は、法に基づいて、良好な景観の形成に重要な道路、河川、都市公園などの公共施設を景観重要公共施設に指定し、当該公共施設の整備に関する事項や、当該公共施設に関する占用等の許可の基準を定めることができます。

### 2 景観重要公共施設の指定の方針

陸前高田市では、建築物・工作物等や屋外広告物の景観誘導と合わせて、公共施設も含めて一体的に良好な景観形成を進めるために、積極的に景観重要公共施設の指定を進めています。

景観重要公共施設の指定にあたっては、次の方針に沿うこととします。

#### (1) 対象

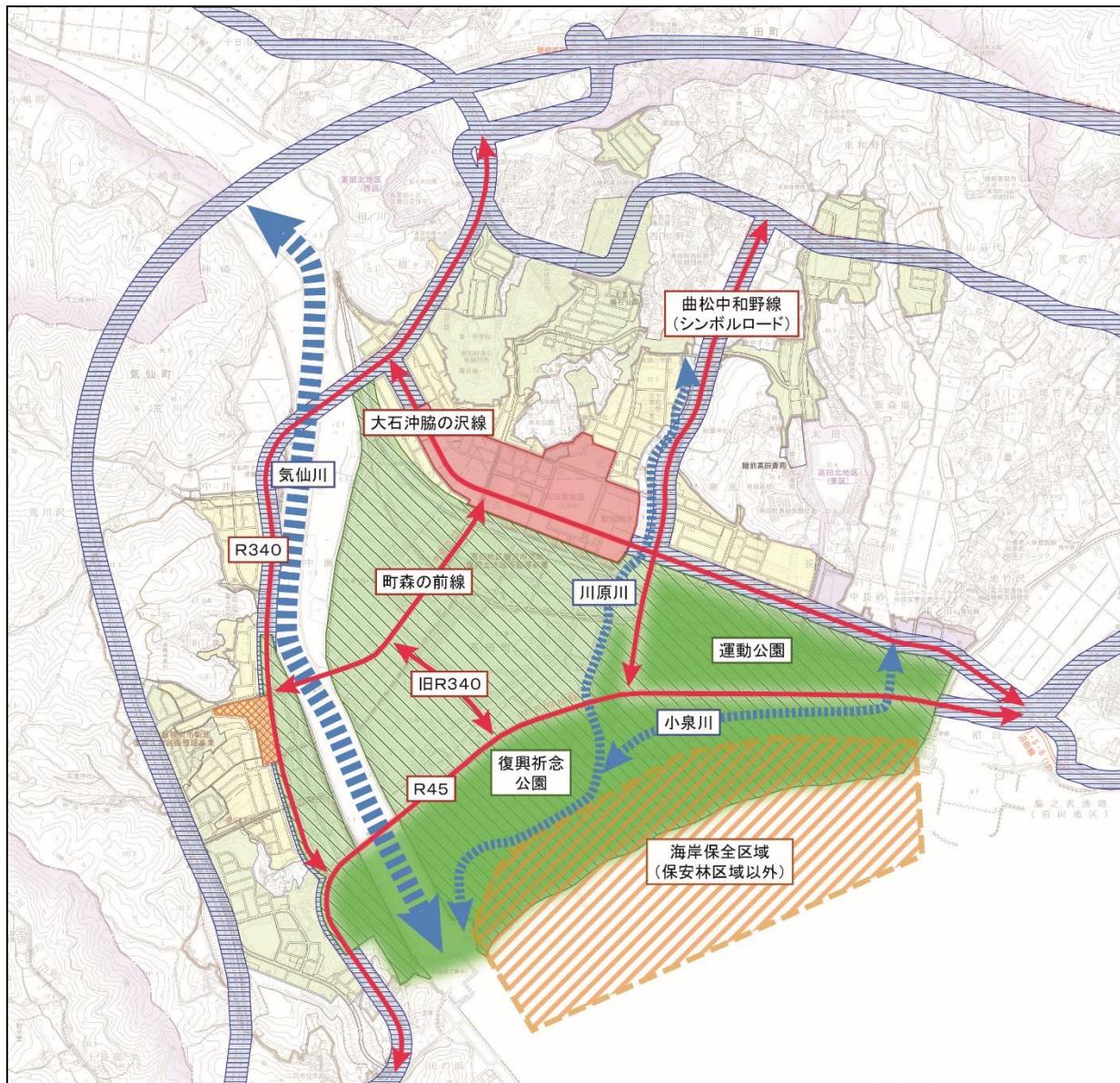
ア 当計画区域内の良好な景観を形成する上で、骨格となる道路又は河川等であること。

イ 復興のシンボルとなる空間を構成するなど、当市の景観にとって重要な公共施設であること。

具体的には、以下の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

※今後、各管理者と、  
指定に向けた協議・  
調整を行います。

種類	番号	景観重要公共施設	管理者
河川	1	気仙川 (新気仙大橋から河口部まで)	岩手県
	2	川原川 (市道学校裏線との交差点から河口部まで)	岩手県
	3	小泉川 (大石沖脇の沢線との交差点から河口部まで)	陸前高田市
道路	4	国道45号 (市道田の浜線との交差点から一般県道停車場線との交差点まで)	国
	5	国道340号 (三陸縦貫自動車道陸前高田線との交差点から国道45号との交差点まで)	岩手県
	6	大石沖脇の沢線	岩手県
	7	旧国道340号	岩手県
	8	曲松中和野線	陸前高田市
	9	町森の前線	陸前高田市
都市公園	10	高田松原津波復興祈念公園 (保安林区域以外)	岩手県
	11	運動公園	陸前高田市
海岸保全区域	12	高田海岸 (高田松原海岸)	岩手県



景観重要公共施設 位置図

重点景観地域		復興祈念公園周辺地区
		今泉中心地区
		幹線道路沿道地区

景観重要公共施設		河川
		道路
		都市公園
		海岸保全区域

### 3 整備に関する事項<sup>21</sup>

景観重要公共施設の整備においては、次に示す事項に基づいて計画設計施工を行うこととします。

- ・復興祈念公園に配慮した祈りの場としてふさわしい景観づくりに配慮する。
- ・施設や付属物の形態意匠については、陸前高田市景観計画による各区域の景観形成の基準や方針に適合させるよう配慮をする。
- ・デザイン検討の際は、並行的に、陸前高田市景観審議会においてデザイン案を提示し、助言を受けることを原則とする。ただし、以下の1から4の行為はその限りではない。
  - 1 次に掲げる通常の管理行為、軽易な行為
    - (1) 外観の変更が生じない建築物の修繕
    - (2) 外観の変更が生じない工作物の修繕
    - (3) 草刈り・竹木の伐採
    - (4) 軽易な障害物の処分
    - (5) その他これらに類する小規模な維持
    - (6) 浚渫
  - 2 附属物の更新・復旧で、従前とデザインが変わらないもの
  - 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 4 景観重要公共施設に指定された時点において、すでに工事、計画、設計および調査に着手されている行為

### 4 占用等の許可基準<sup>22</sup>

次に示す基準に基づいて景観重要公共施設の占用等の許可を行うこととします。

- ・景観形成基準に則り、行為を行うものとする。
- ・占用物等の設置及びその形態意匠については、陸前高田市景観計画による各区域の景観形成の基準や方針に適合させるよう配慮をする。
- ・景観計画に定める景観重要公共施設の占用等の行為の許可を受けようとする者は、あらかじめ、当該行為についての市長の事前確認を受けなければならない。（陸前高田市景観条例第19条）

なお、「占用等の許可」とは、道路法第32条第1項又は第3項の許可、河川法第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項（これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む）の許可、都市公園法第6条の許可のことをいう。

<sup>21</sup> 法第8条第2項第4号口参照

<sup>22</sup> 法第8条第2項第4号ハ参照

## 第5 景観に配慮した公共施設の整備

市は「中心市街地における公共建築デザインの基本的考え方について」（平成28年6月）を定めています。良好な景観形成と「ノーマライゼーション」という言葉のいらないまちづくり」を先導する公共施設の整備を目指します。

### (1) 公共建築物

形態や意匠は、周辺のまちなみとの調和しつつ単調な形態とならないものとしていきます。気仙杉等の地場産材の活用に努め、周辺と調和する落ち着いた色彩を用い、外構は緑化に努める等の工夫をしていきます。

### (2) 道路・橋梁等

道路・橋梁等の整備においても良好な景観形成を先導するものを目指し、「道路デザイン指針（案）」（国土交通省 平成29年10月）、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」（国土交通省 平成29年10月）、「岩手県公共事業等景観形成指針」（平成6年3月制定 平成22年10月改正）等を参照しながら整備していきます。

「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」で推奨する基本色

道路付属物の例	基本色名称・マンセル値
防護柵、照明、標識柱、歩道橋、その他道路付属物等（ベンチ、バス停等）	<ul style="list-style-type: none"><li>ダークグレー 10 YR 3.0 / 0.2</li><li>ダークブラウン 10 YR 2.0 / 1.0</li><li>オフグレー 5 Y 7.0 / 0.5</li><li>グレーベージュ 10 YR 6.0 / 1.0</li></ul>

## 第6 計画の評価と見直し

本計画に基づき、景観形成に積極的に取り組む中で、本計画の進捗状況や成果を評価・検証していきます。また、より実効性の高い方策の導入の可否も検討していきます。

また、社会情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するとともに、上位計画<sup>23</sup>や関連計画の改定等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直していくこととします。

<sup>23</sup> 都市計画マスタープランや陸前高田市総合計画等の改定を想定しています。

※黒字での記載ですが、このページ以降の内容は今回制定する陸前高田市屋外広告物条例の内容となります。なお、修正個所は青字としています。

# 資料編 陸前高田市屋外広告物条例のあらまし

## 第1 陸前高田市屋外広告物条例の構成

### 1 条例の趣旨

陸前高田市屋外広告物条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づいて、屋外広告物（以下、「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持に関し必要な事項を定めるものです。

### 2 屋外広告物とは

屋外広告物法において、「屋外広告物」は「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」として定義されています。

広告物は、下記の表に示すように分類できます。

表 広告物の分類

分類方法	分類	説明
目的による分類	自家用広告物	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件
	管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件
	公共目的広告物	公共的目的をもった道標若しくは案内図板その他の公共的目的をもった広告物又はこれらを掲出する物件
	案内誘導広告物	観光地、沿道サービス施設、事業所等（以下「観光地等」という。）に係る道標、案内図板等の広告物又はこれらを掲出する物件（公共目的広告物を除く。）
	一般広告物	自家用広告物、管理用広告物、公共目的広告物、案内誘導広告物のいずれにも該当しない広告物又はこれを掲出する物件
表示方法による分類	電光表示広告物	発光又は照明の装置のある広告物又は広告物を掲出する物件のうち、当該装置により常時表示の内容を変化させることができるもの

分類方法	分類	説明
形状による分類	簡易広告物	はり紙 紙、布、ビニール等を使用して作製されたものであって、建築物その他の物件（以下「建築物等」という。）に貼り付けられるものであること。
		はり札 木又は金属等を使用して作製されたものであって、建築物等に添加されるもの（表示面積が0.2m <sup>2</sup> 以下のものに限る。）であること。
		立看板 建築物等に立て掛けられるもの及びこれに類するものであること。
		廣告柱 柱状又は塔状のものであって、土地又は建築物等に固定されない構造のものであること。
		電柱巻付廣告物 金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に巻き付けられるもの（はり札に該当するものを除く。）であること。
		電柱そで看板 木又は金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に取り付けられる突出状のものであること。
		廣告幕、廣告旗及びのぼり 布、網等を使用して作製されたものであって、幕、旗、のぼりその他これらに類する形態のものであること。
		アドバルーン 気球を利用して表示されること。
	建植廣告物等	アーチ廣告物 金属等を使用して作製されたものであって、道路を横断して設置されるものであること。
		建植廣告物 木又は金属等を使用して作製されたものであって土地に固定されるもの（柱状又は塔状のものを含む。）及びこれに類するものであること。
建築物利用廣告物	廣告板 木又は金属等を使用して作製されたものであって建築物等に添加されるもの及びこれに類するもの（はり札に該当するものを除く。）であること。	
	そで看板 木又は金属等を使用して作製されたものであって建築物等に取り付けられる突出状のもの及びこれに類するもの（電柱そで看板に該当するものを除く。）であること。	
	屋上廣告物 建築物の屋上を利用して表示し、又は設置するものであること。	

## 第2 許可の対象等について

### 1 禁止広告物

次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置してはなりません。

#### 表示又は設置が禁止されている広告物

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観の形成若しくは風致の維持を妨げ、又はそのおそれのあるもの
- (2) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (3) 信号機又は道路標識と類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくはそのおそれのあるもの
- (4) 道路の交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるもの
- (5) 屋上広告物で、重点景観地域に表示、又は設置されるもの

### 2 禁止物件

次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはなりません。<sup>24</sup>

#### 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が禁止されている物件

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) トンネル及び高架構造物
- (5) 石垣及び擁壁
- (6) 信号機、道路標識、防護さく、駒止め及び里程標
- (7) 電柱、街灯柱その他これらに類するもので、市長が指定するもの<sup>25</sup>
- (8) 消火栓、火災報知機及び防火の用に供する望楼
- (9) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び路上変電塔
- (10) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (11) 煙突、ガスタンク及び水道タンク
- (12) 景観重要建造物<sup>26</sup>及び景観重要樹木<sup>27</sup>
- (13) 前各号に掲げるものに準ずるもので、市長が指定するもの

<sup>24</sup> 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件については、あらかじめ市長に届出をして表示し、又は設置することができます。また、市長が指定する団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するものについても同様です。

<sup>25</sup> 立看板、はり紙又ははり札については、市長が指定するもの以外の電柱、街灯柱その他これらに類するものについても設置し、又は表示してはなりません。

<sup>26</sup> 景観法（平成16年6月18日法律第110号）第19条第1項に基づき指定されたもの

<sup>27</sup> 景観法第28条第1項に基づき指定されたもの

### 3 広告物の許可

#### (1) 許可申請が必要な広告物

陸前高田市全域において、下表に掲げる広告物の分類と、それに応じた規模に該当する広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置しようとする場合は、市長の許可を受けなければなりません。

表示しようとしている広告物又は広告物を掲出しようとしている物件が、共通許可基準と、陸前高田市景観計画の区域区分に応じて規定された許可基準を満たしていなければ、市長の許可を受けることはできません。

許可申請が必要な広告物

広告物の分類	許可申請が必要な規模	
	重点景観地域	一般景観地域
自家用広告物	2 m <sup>2</sup> を超えるもの	10 m <sup>2</sup> を超えるもの
管理用広告物	2 m <sup>2</sup> を超えるもの	
公共目的広告物	すべての規模	
案内誘導広告物	すべての規模	
一般広告物	すべての規模	

#### (2) 共通許可基準

共通許可基準<sup>28</sup>を以下に示します。

#### 共通許可基準

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観の形成若しくは風致の維持を妨げ、又はそのおそれのあるものでないこと。
- (2) 倒壊又は落下のおそれのこと。
- (3) 信号機又は道路標識と類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくはそのおそれのあるものでないこと。
- (4) 道路の交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるものでないこと。
- (5) 広告を表示しない面及び脚部で望見可能な部分が塗装されたものであること。
- (6) ネオン・サイン、イルミネーションなどの発光し、又は照明する装置のある広告物又は広告物を掲出する物件にあっては、踏切、信号機、主要な交差点（幅員8m以上の道路が相互に交差する三差路以上の交差点をいう。）の角、道路標識及びカーブミラーからの距離が10m以上であること。ただし、自家用広告物又は建築物利用広告物（簡易広告物であって建築物に表示されるものを含む。）については、この限りでない。

<sup>28</sup> 54ページに示した広告物の種類別の基準も、共通許可基準に含まれています。

## 4 適用除外について

### (1) 禁止物件および許可申請の適用が除外される広告物等

次に掲げる広告物等は、条例第4条により広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が禁止されている物件であっても、表示又は設置をすることができます。また、表示又は設置にあたって、条例第5条に規定する市長の許可を受ける必要はありません。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって官公署の庁舎等若しくはその敷地内に表示する広告物若しくはこれを掲出する物件又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物若しくはこれを掲出する物件
- (3) 市長が指定する団体が公共的目的をもって当該団体の施設等若しくはその敷地内に表示する広告物若しくはこれを掲出する物件又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物若しくはこれを掲出する物件で、許可基準に適合するもの
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- (5) 公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件で市長が指定するものに、次の基準に適合して表示し、又は掲出するもの
  - ア 当該施設又は物件の寄贈者の氏名、名称等を表示するものであること。
  - イ 表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該施設又は物件の投影面積の10分の1以下であり、かつ、0.5m<sup>2</sup>以下であること。
  - ウ 表示箇所が1施設等につき1か所であること。
  - エ 蛍光塗料を使用しないものであること。
- (6) 天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合における広告物又はこれを掲出する物件
- (7) 石垣及び擁壁、送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク及び水道タンク、景観重要建造物に表示又は設置される自家用広告物で、表示面積が2m<sup>2</sup>以下であるもの
- (8) 石垣及び擁壁、送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク及び水道タンク、景観重要建造物に表示又は設置される管理広告物で、表示面積が2m<sup>2</sup>以下であるもの

(2) 許可申請の適用が除外される広告物等

次に掲げる広告物等は、表示又は設置にあたって、条例第5条に規定する市長の許可を受ける必要はありません。

- (1) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物又はこれを掲出する物件で、周囲の景観に調和した絵画、写真等を表示するもの
- (2) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (4) 人、動物又は車両、船舶等に表示する広告物
- (5) 地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板に表示する広告物で、次の基準に適合するもの
  - ア はり紙により表示するものであること。
  - イ 表示面積が 1 m<sup>2</sup>以下であること。
  - ウ 表示の期間が 1 月以内であること。
- (6) 高田まちなか地区、幹線道路沿道地区のうち市街地景観地区に隣接するもの及び市街地景観地区において表示するはり紙で、次の基準に適合するもの
  - ア 表示面積が 0.25 m<sup>2</sup>以下であること。
  - イ 同一種類のはり紙の周囲 1 m 以内に表示されないこと。

(3) 公益上やむを得ないと認められる広告物の表示等の許可

市は、公益上やむを得ないと認められ、又は良好な景観の形成若しくは風致の維持に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認められる広告物又は広告物を掲出する物件について、陸前高田市景観審議会の議に基づいて、その表示又は設置を許可することができます。

### 第3 許可基準

#### 1 重点景観地域

重点景観地域における、区域区分ごとの許可基準を以下に示します。

##### (1) 簡易広告物

項目	復興祈念公園 周辺地区	今泉 中心地区	高田まちなか 地区	幹線道路沿道 地区
種類	自家用広告物、管理用広告物、公共目的広告物または案内誘導広告物であること。（一般広告物は設置不可。）			
形状による分類	はり紙 表示面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。 同一内容のはり紙を表示する場合における当該はり紙相互間の距離が、これらのはり紙の表示面積の合計が 1 m <sup>2</sup> 以下の場合にあっては 2 m 以上、 1 m <sup>2</sup> を超える場合にあっては 3 m 以上であること。			
はり札	同一内容のはり札を表示する場合は、当該はり札相互間の距離が 1 m 以上であること。			
立看板及び 廣告柱	最大投影面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。 高さが 3 m 以下であること。 踏切等からの距離が 10 m 以上であること。 倒伏するおそれのないものであること。			
電柱巻付 廣告物	上下の長さが 1.5 m 以下であること。 最下端の高さが 1.2 m 以上であること。 踏切等からの距離が 10 m 以上であること。			
電柱 そで看板	上下の長さが 1.2 m 以下であること。 電柱、街灯柱等からの出幅が 0.5 m 以下であること。 踏切等からの距離が 10 m 以上であること。 同一の電柱、街灯柱等に同一種類のものが 2 以上表示され、又は設置されるものでないこと。			
廣告幕、 廣告旗及び のぼり	幅が 1.5 m 以下であること。 道路を横断する廣告幕にあっては、踏切等からの距離が 10 m 以上であること。			
アドバルーン	係留場所からの気球の高さが 50 m 以下であること。 電線、煙突その他の物件に接触するおそれのないものであること。			
案内誘導廣告物 に関する位置及 び総量等	案内誘導の対象となる観光地等からの距離が 10 km 以内であること。 案内誘導簡易廣告物の合計数が 6 以内であること。			
表示面の色彩	電柱巻付廣告物及び電柱そで看板は、彩度が、色相 R、YR、Y にあっては 10 以下、それ以外の色相にあっては 8 以下であること。			

#### 簡易廣告物に関する例外規定

- (1) 電柱巻付廣告物及び電柱そで看板の色彩基準に関しては、木材や石材、土壁、レンガなどの自然素材を使用しているものや、地域固有の歴史文化的資産などで、上表の基準の範囲から外れる場合は、個別に協議し判断する。
- (2) 電柱巻付廣告物及び電柱そで看板について、表示面積の 3 分の 1 未満で用いる色彩は、3 色に限り上表の許可基準外の色彩の使用も可能とする。

## (2) 建築物利用広告物

項目	復興祈念公園周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか地区	幹線道路沿道地区
種類	自家用広告物、 <a href="#">管理用広告物</a> 、公共目的広告物または案内誘導広告物であること。			
表示面積	自家用広告物・公共目的広告物	各表示面における投影面積が 10 m <sup>2</sup> 以下かつ当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 5 分の 1 以下であること。ただし、延床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物に表示する場合で、市長が特にやむを得ないと認める場合はこの限りでない。	各表示面における投影面積が 10 m <sup>2</sup> 以下かつ当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 5 分の 1 以下（自然景観地区隣接にあっては 20 分の 3 以下）であること。ただし、延床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物に表示する場合で、市長が特にやむを得ないと認める場合はこの限りでない。	各表示面における投影面積が 10 m <sup>2</sup> 以下かつ当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 5 分の 1 以下（自然景観地区隣接にあっては 20 分の 3 以下）であること。ただし、延床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物に表示する場合で、市長が特にやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
	案内誘導広告物	各表示面における投影面積が 3.5 m <sup>2</sup> 以下かつ各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 5 分の 1 以下であること。	各表示面における投影面積が 5 m <sup>2</sup> 以下かつ当該の表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 5 分の 1 以下であること。ただし、延床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物に表示する場合で、市長が特にやむを得ないと認める場合はこの限りでない。さらに、特別地域にあっては、3.5 m <sup>2</sup> 以下であること。	自然景観地区隣接 3.5 m <sup>2</sup> 以下 農山漁村景観地区隣接 5 m <sup>2</sup> 以下 市街地景観地区隣接 5 m <sup>2</sup> 以下 かつ当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 5 分の 1 以下（自然景観地区にあっては 20 分の 3 以下）であること。さらに、特別地域にあっては、3.5 m <sup>2</sup> 以下であること。
	電光表示広告物	表示面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。	—	表示面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。

項目		復興祈念公園 周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか 地区	幹線道路沿道 地区
点滅・動き・音	電光表示広告物	強い光が連続的に点滅したり、動きの激しい映像、 <u>大きな音を出すこと</u> 等は避けたものであること。			
表示面の色彩		彩度 6 以下であること。		彩度が、色相 R、YR、Y にあっては 10 以下、それ以外の色相にあっては 8 以下であること。	
最上端の高さ		地上から 12 m 以下かつ、最上端の高さが、建築物よりも低いこと。		<u>最上端の高さが、建築物よりも低いこと。</u>	地上から 15 m 以下かつ、最上端の高さが、建築物よりも低いこと。
壁面からの出幅		1. 5 m 以下であること。			
最下端の高さ	看板	2. 5 m 以上であること。			
案内誘導広告物に関する位置及び総量等		案内誘導の対象となる観光地等からの距離が 10 km 以内であること。			
		案内誘導建築物利用広告物の合計数が 6 以内であること。			
相互間の距離		0. 2 m 以上であること。			

#### 建築物利用広告物に関する例外規定

- (1) 色彩基準に関しては、木材や石材、土壁、レンガなどの自然素材を使用しているものや、地域固有の歴史文化的資産などで、上表の基準の範囲から外れる場合は、個別に協議し判断する。
- (2) 建築物利用広告物について、表示面積の 3 分の 1 未満で用いる色彩は、3 色に限り上表の許可基準外の色彩の使用も可能とする。

#### 複数の観光地等に係る案内誘導広告物の表示面積の基準

上表に定める基準に、当該案内誘導広告物に係る観光地等の数に応じて次の数値を乗じた値を基準とします。

当該案内誘導広告物に係る観光地等の数	2	3	4	5 以上
乗ずる値	1. 2	1. 3	1. 4	1. 5

(3) 建植広告物等

項目		復興祈念公園周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか地区	幹線道路沿道地区
種類		自家用広告物、 <b>管理用広告物</b> 、公共目的広告物または案内誘導広告物であること。			
表示面積	自家用広告物・ 公共目的広告物	各表示面における投影面積が 5 m <sup>2</sup> 以下であること。	同一敷地内に設置するものは、各表示面における投影面積が 10 m <sup>2</sup> 以下であること。さらに複数の建築物がある場合は合計で 20 m <sup>2</sup> 以下であること		各表示面における投影面積が 7 m <sup>2</sup> 以下であること。
	案内誘導広告物	各表示面における投影面積が 3.5 m <sup>2</sup> 以下であること。	同一敷地内に設置するものは、各表示面における投影面積が 5 m <sup>2</sup> 以下であること。複数の建築物がある場合は合計で 20 m <sup>2</sup> 以下であること。さらに、特別地域にあっては、3.5 m <sup>2</sup> 以下であること。	自然景観地区隣接 3.5 m <sup>2</sup> 以下 農山漁村景観地区隣接 5 m <sup>2</sup> 以下 市街地景観地区隣接 5 m <sup>2</sup> 以下	さらに、特別地域にあっては、3.5 m <sup>2</sup> 以下であること。
	電光表示広告物	各表示面における投影面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。	—	各表示面における投影面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。	
点滅・動き・音	電光表示広告物	強い光が連続的に点滅したり、動きの激しい映像、 <b>大きな音を出すこと</b> 等は避けたものであること。			
表示面の色彩		彩度 6 以下であること。	彩度が、色相 R、YR、Y にあっては 10 以下、それ以外の色相にあっては 8 以下であること。		
最上端の高さ	自家用広告物・ 公共目的広告物	地上から 5 m 以下であること。			自然景観地区隣接 3 m 以下 農山漁村景観地区隣接 7.5 m 以下 市街地景観地区隣接 5 m 以下
	案内誘導広告物	地上から 5 m 以下（特別地域にあっては、地上から 3 m 以下）であること。			さらに、特別地域かつ、農山漁村景観地区隣接にあっては地上から 5 m 以下であること。 自然景観地区隣接 3 m 以下 農山漁村景観地区隣接 5 m 以下 市街地景観地区隣接 5 m 以下

項目	復興祈念公園 周辺地区	今泉中心地区	高田まちなか 地区	幹線道路沿道 地区
案内誘導広告物に関する位置及び総量等	案内誘導の対象となる観光地等からの距離が 10 km 以内であること。			
	同一観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離は 100 m 以上であること。			
	案内誘導建植広告物の合計数が 6 以内であること。			
相互間の距離	0.2 m 以上であること。			
踏切等からの距離 離	公共目的 広告物・案 内誘導広 告物	10 m 以上であること。		
道路を横断するもの	国道、県道又は幅員 8 m 以上の市町村道上に表示し、又は設置するものでないこと。			

#### 建植広告物等に関する例外規定

- (1) 色彩基準に関しては、木材や石材、土壁、レンガなどの自然素材を使用しているものや、地域固有の歴史文化的資産などで、上表の基準の範囲から外れる場合は、個別に協議し判断する。
- (2) 建植広告物等について、表示面積の 3 分の 1 未満で用いる色彩は、3 色に限り上表の許可基準外の色彩の使用も可能とする。

#### 複数の観光地等に係る案内誘導広告物の最大投影面積の基準

上表に定める基準に、当該案内誘導広告物に係る観光地等の数に応じて次の数値を乗じた値を基準とします。

当該案内誘導広告物に係る観光地等の数	2	3	4	5 以上
乗ずる値	1.2	1.3	1.4	1.5

## 2 一般景観地域

一般景観地域における、区域区分ごとの許可基準を以下に示します。

### (1) 簡易広告物

広告物の種類	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
形状による分類	はり紙	表示面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。	
		同一内容のはり紙を表示する場合における当該はり紙相互間の距離が、これらのはり紙の表示面積の合計が 1 m <sup>2</sup> 以下の場合にあっては 2 m 以上、 1 m <sup>2</sup> を超える場合にあっては 3 m 以上であること。	
	はり札	同一内容のはり札を表示する場合は、当該はり札相互間の距離が 1 m 以上であること。	
	立看板及び廣告柱	最大投影面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。	
		高さが 3 m 以下であること。	
		踏切等からの距離が 10 m 以上であること。	
		倒伏するおそれのないものであること。	
	電柱巻付廣告物	上下の長さが 1. 5 m 以下であること。	
		最下端の高さが 1. 2 m 以上であること。	
		踏切等からの距離が 10 m 以上であること。	
	電柱そで看板	上下の長さが 1. 2 m 以下であること。	
		電柱、街灯柱等からの出幅が 0. 5 m 以下であること。	
		踏切等からの距離が 10 m 以上であること。	
		同一の電柱、街灯柱等に同一種類のものが 2 以上表示され、又は設置されるものでないこと。	
	廣告幕、廣告旗及びのぼり	幅が 1. 5 m 以下であること。	
		道路を横断する廣告幕にあっては、踏切等からの距離が 10 m 以上であること。	
	ア ド バ ル ーン	係留場所からの気球の高さが 50 m 以下であること。 電線、煙突その他の物件に接触するおそれのないものであること。	
案内誘導廣告物に関する位置及び総量等	案内誘導の対象となる観光地等からの距離が 10 km 以内であること。		特別地域にあっては、案内誘導の対象となる観光地等からの距離が 10 km 以内であること。
	案内誘導簡易廣告物の合計数が 6 以内であること。		特別地域にあっては、案内誘導簡易廣告物の合計数が 6 以内であること。

(2) 建築物利用広告物

項目	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
種類	自家用広告物、 <a href="#">管理用広告物</a> 、公共目的広告物または案内誘導広告物であること。		特別地域にあっては、自家用広告物、 <a href="#">管理用広告物</a> 、公共目的広告物または案内誘導広告物であること。
表示面積	自家用広告物・公共目的広告物	各表示面における投影面積が 10 m <sup>2</sup> 以下かつ当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 20 分の 3 以下であること。  <del>さらに、特別地区にあっては 10 m<sup>2</sup>以下であること。</del>	各表示面における投影面積が 30 m <sup>2</sup> 以下かつ当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 5 分の 1 以下であること。 <del>さらに、特別地区にあっては 10 m<sup>2</sup>以下であること。</del>
	案内誘導広告物	各表示面における投影面積が 3.5 m <sup>2</sup> 以下かつ当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 20 分の 3 以下であること。	各表示面における投影面積が 7 m <sup>2</sup> 以下かつ当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の 5 分の 1 以下であること。 さらに、特別地域にあっては 3.5 m <sup>2</sup> 以下であること。
	電光表示広告物	各表示面における投影面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。	—
点滅・動き・音	電光表示広告物	強い光が連続的に点滅したり、動きの激しい映像、 <a href="#">大きな音を出すこと</a> 等は避けたものであること。	—
表示面の色彩	—		
最上端の高さ	地上から 15 m 以下であること。	地上から 21 m 以下であること。	地上から 48 m 以下であること。
壁面からの出幅	<a href="#">2 m</a> 以下であること。		
最下端の高さ	そで看板	—	

項目	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
屋上面からの高さ	地上から屋上面までの高さの 3 分の 1 以下であること。	地上から屋上面までの高さの 3 分の 2 以下であること。	
案内誘導広告物に関する位置及び総量等	案内誘導の対象となる観光地等からの距離が 10 km 以内であること。	特別地域にあっては、案内誘導の対象となる観光地等からの距離が 10 km 以内であること。	
	案内誘導建築物利用広告物の合計数が 6 以内であること。	特別地域にあっては、案内誘導建築物利用広告物の合計数が 6 以内であること。	
相互間の距離	0.2 m 以上であること。		

#### 複数の観光地等に係る案内誘導広告物の表示面積の基準

上表に定める基準に、当該案内誘導広告物に係る観光地等の数に応じて次の数値を乗じた値を基準とします。

当該案内誘導広告物に係る観光地等の数	2	3	4	5 以上
乗ずる値	1.2	1.3	1.4	1.5

(3) 建植広告物等

項目	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
種類	自家用広告物、 <a href="#">管理用広告物</a> 、公共目的広告物または案内誘導広告物であること。	特別地域にあっては、自家用広告物、 <a href="#">管理用広告物</a> 、公共目的広告物または案内誘導広告物であること。	
表示面積	自家用広告物・ 公共目的広告物	各表示面における投影面積が 10 m <sup>2</sup> 以下であること。	各表示面における投影面積が 15 m <sup>2</sup> 以下であること。さらに、特別地域にあっては、10 m <sup>2</sup> 以下であること。
	案内誘導広告物	各表示面における投影面積が 3.5 m <sup>2</sup> 以下であること。	各表示面における投影面積が 7 m <sup>2</sup> 以下であること。さらに、特別地域にあっては、3.5 m <sup>2</sup> 以下であること。
	電光表示広告物	各表示面における投影面積が 2 m <sup>2</sup> 以下であること。	—
点滅・動き・音	電光表示広告物	強い光が連続的に点滅したり、動きの激しい映像、 <a href="#">夫きな音を出すこと</a> 等は避けたものであること。	—
表示面の色彩		—	
最上端の高さ	自家用広告物・公共目的広告物	地上から 3 m 以下であること。	地上から 7.5 m 以下であること。さらに、特別地域にあっては、地上から 5 m 以下であること。
	案内誘導広告物	地上から 3 m 以下であること。	地上から 5 m 以下であること。さらに、特別地域にあっては、地上から 3 m 以下であること。

項目	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
案内誘導広告物に関する位置及び総量等	案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10km以内であること。		特別地域にあっては、案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10km以内であること。
	同一観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離は100m以上であること。		特別地域にあっては、同一観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離は100m以上であること。
	案内誘導建植広告物の合計数が6以内であること。		特別地域にあっては、案内誘導建植広告物の合計数が6以内であること。
相互間の距離	0.2m以上であること。		
踏切等からの距離 公共目的広告物・案内誘導広告物	10m以上であること。		
道路を横断するもの	国道、県道又は幅員8m以上の市町村道上に表示し、又は設置するものでないこと。		

#### 複数の観光地等に係る案内誘導広告物の最大投影面積の基準

上表に定める基準に、当該案内誘導広告物に係る観光地等の数に応じて次の数値を乗じた値を基準とします。

当該案内誘導広告物に係る観光地等の数	2	3	4	5以上
乗ずる値	1.2	1.3	1.4	1.5

## 第4 許可申請の手続きについて

### 1 許可申請の手続き

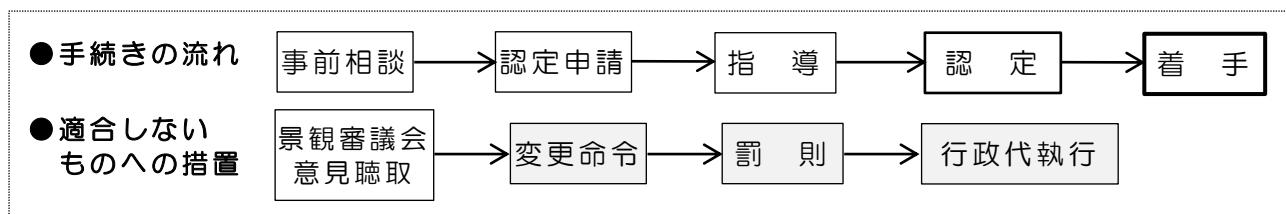
条例の規定に許可が必要な広告物を表示または設置する際は、あらかじめ申請書類及び添付書類により、市に申請を行い、許可を受ける必要があります。

なお、許可を受けなければ、広告物の表示または設置を行うことはできません。

許可を受けずに広告物の表示又は設置を行った場合、条例第31条の規定により、罰則が適用されます。（30万円の罰金）

また、条例の規定に違反した広告物がある場合、市は、次のような方法で是正命令等を行います。

- (1) 市は、陸前高田市景観審議会の意見を聴いた上で、それら広告物の表示者等に対し、違反広告物の表示または設置の停止や、必要な措置をとることを、陸前高田市屋外広告物条例第16条に基づき命令します。
- (2) この命令に従わない場合は、条例第30条または第31条の規定により、罰則が適用されます。（除却命令にあっては50万円の罰金、その他の命令にあっては30万円の罰金）
- (3) この命令に従わない場合、市は屋外広告物法第7条第3項の規定により、除却等を行い、その費用を義務者から徴収することができます。
- (4) 条例の規定に違反した広告物がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、一定の条件を満たす場合には、屋外広告物法第7条第4項の規定により、市は自らあるいは委任した者によりこれらの広告物を除却することができます。



### 2 変更等の申請等

広告物管理者を定めたり変更したりする際は、遅滞なく管理者等設置（変更）届を提出してください。また、広告物を変更・改造しようとするときは、事前に変更等の許可申請を行ってください。

### 3 許可手数料

広告物の表示又は設置の許可を受ける際は、広告物の種類に応じて、下表の通り許可手数料が発生します。

区分	単位	手数料
簡易 広告物	はり紙	50枚まで ごとに 300円
	はり札	1枚につき 100円
	立看板	1枚につき 350円
	広告柱	1個につき 750円
	電柱巻付広告物	1個につき 450円
	電柱そで看板	1個につき 450円
	広告幕、広告旗及びのぼり	1枚につき 500円
	アドバルーン	1個につき 2,600円
建植 広告物 等 または 建築物 利用 広告物	アーチ広告物	1個につき 3,100円
	アーチ 広告物 以外	表示面積が1m <sup>2</sup> までのもの 1枚又は 1個につき 550円
		表示面積が1m <sup>2</sup> を超え3m <sup>2</sup> までの もの 1枚又は 1個につき 1,050円
		表示面積が3m <sup>2</sup> を超え6m <sup>2</sup> までの もの 1枚又は 1個につき 1,650円
		表示面積が6m <sup>2</sup> を超え10m <sup>2</sup> まで のもの 1枚又は 1個につき 2,150円
		表示面積が10m <sup>2</sup> を超えるもの 1枚又は 1個につき 2,150円に10m <sup>2</sup> を超えた5m <sup>2</sup> までごとに700円を加算した額

備考1 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光又は照明の装置のある広告物等に係る手数料の額は、この表により算定した額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

- 2 表示面積は、表示されるすべての広告面の合計面積とする。
- 3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後の広告物等について、この表により算定した額とする。

#### 4 許可の更新

広告物の表示又は設置の許可期間は下表のとおりです。

許可の期間を超えて継続して広告物を設置する際は、許可期限の2週間前までに市に更新許可申請を行う必要があり、市長が認めた場合に更新が許可されます。

広告物の種類			許可期間
簡易広告物	はり紙		1ヶ月以内
	はり札	木製のもの	6ヶ月以内
		金属製等のもの	3年以内
	立看板		6ヶ月以内
	広告柱		6ヶ月以内
	電柱巻付広告物		3年以内
	電柱そで看板	木製のもの	6ヶ月以内
		金属製等のもの	3年以内
	広告幕、広告旗及びのぼり		2ヶ月以内
	アドバルーン		1ヶ月以内
建植広告物等	アーチ広告物、 建植広告物	木製のもの	6ヶ月以内
		金属製等のもの	3年以内
建築物利用広告物	広告板、そで看板、 屋上広告物	木製のもの	6ヶ月以内
		金属製等のもの	3年以内

#### 5 滅失の届出

広告物が滅失したときは、遅滞なく、その旨を市に届け出ることが必要です。

#### 6 除却義務

広告物の許可の期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは2週間以内に、広告物等の表示又は設置が必要でなくなったときは遅滞なく、その広告物を除却しなければなりません。

## 陸前高田市景観計画

平成 30 年 6 月策定

平成 31 年 7 月改正

陸前高田市建設部都市計画課

〒 029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石 42 番地 5

電話 0192-54-2111 FAX 0192-54-3888